# 野村ターゲットプライス「日経225」

# (国内債券運用移行型)

愛称:タッチ&スイッチ

追加型投信 国内 資産複合

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2019年11月29日)

この目論見書により行なう野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2019年3月12日に関東財務局長に提出しており、2019年3月13日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】 : 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】: CEO兼代表取締役社長 中川 順子【本店の所在の場所】: 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【縦覧に供する場所】 : 該当事項はありません。

# 野村アセットマネジメント

# 目次

目次
第一部【証券情報】 :
(1)【ファンドの名称】:
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】
(3)【発行(売出)価額の総額】
(4)【発行(売出)価格】
(5)【申込手数料】
(6)【申込単位】
(7)【申込期間】
(8)【申込取扱場所】
(9)【払込期日】
(10)【払込取扱場所】!
(11)【振替機関に関する事項】
(12)【その他】!
第二部【ファンド情報】
第1【ファンドの状況】
1【ファンドの性格】
2 【投資方針】
3 【投資リスク】 22
4 【手数料等及び税金】29
5 【運用状況】28
第2【管理及び運営】34
1【申込(販売)手続等】34
2 【換金(解約)手続等】38
3【資産管理等の概要】38
4 【受益者の権利等】39
第3【ファンドの経理状況】 40
1【財務諸表】42
【中間財務諸表】87
2【ファンドの現況】99
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】99
第三部【委託会社等の情報】 97
第1【委託会社等の概況】97
1【委託会社等の概況】97
2 【事業の内容及び営業の概況】99
3【委託会社等の経理状況】100
4【利害関係人との取引制限】132
5 【その他】132
約款 133

#### 第一部【証券情報】

# (1) 【ファンドの名称】

野村ターゲットプライス「日経 225」(国内債券運用移行型) (以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称を「タッチ&スイッチ」とします。)

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、 もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1 万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

# (5)【申込手数料】

- ①取得申込日の基準価額に、1.1%(税抜 1.0%)以内\*\*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

#### (6)【申込単位】

一般コース	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または
(分配金を受取るコース)	1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース	1 天田以上 1 田崔位
(分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。 販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (7)【申込期間】

2019年3月13日から2020年3月11日まで

#### (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

#### (9)【払込期日】

取得申込日から起算して 5 営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

# (10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

# (11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

# (12)【その他】

該当事項はありません。

# 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

わが国の株式および公社債を実質的な主要投資対象\*\*とし、信託財産の成長を図ることを目的に運用を行なうことを基本とします。

※ ファンドは、「野村日経 225 マザーファンド」および「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### <ファンド併合>

「野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)」(以下、「当ファンド」)は、「野村インデックスファンド・国内債券」(以下、「併合対象ファンド」)を対象として、当ファンドを消滅ファンドとするファンド併合を下記の通り行なうことを予定しております。当ファンドの投資家のみなさまには、当ファンドの保有口数に応じて当ファンドと同様の商品性を持つ併合対象ファンドの受益権が割り当てられます。なお、投資家のみなさまにおけるお手続きはございません。

#### <ファンド併合の理由>

当ファンドおよび併合対象ファンドは、実質的に同様の運用方針を持ち、投資対象である「国内債券NOMURAーBPI総合 マザーファンド」を通じて、投資信託財産の内容も実質的に同一となっております。併合対象ファンドの信託報酬率は総額年 0.44% (税込)であり、当ファンドより低水準となっていることなどから、投資家のみなさまの利益に資すると考えられるため、当ファンド併合を行なうものです。

#### <スケジュール>

2019年11月28日(木): 当ファンド併合に関する所要の約款変更適用

2020年3月11日(水): 当ファンド購入のお申込み最終日

2020年5月26日(火):割当比率計算日、当ファンドの信託終了日

2020年5月27日(水):ファンド併合日

※ファンド併合に伴い、当ファンドのご換金のお申込みの受付を停止する場合があります。停止する場合は事前にお知らせいたします。 また、併合によって取得された併合対象ファンドの受益権 につきましてもファンド併合日当日はご換金のお申込みが出来ない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <併合対象ファンド割当の内容>

当ファンドと併合対象ファンドの口数あたりの純資産額の比に基づいて、当ファンドの口数あたりの併合対象ファンド割当比率が計算され、当ファンドの保有口数に応じて併合対象ファンドの受益権が割り当てられます。

例:併合前日(割当比率計算日)の当ファンドの10,000 口当たり純資産額が12,000円、併合対象ファンドが10,000円の場合、当ファンド10,000口につき併合対象ファンド12,000口が割り当

てられます。

#### <その他>

課税上は当ファンドの割当比率を考慮した取得価額をもとに取り扱われます。また、NISA 口座において当ファンドを保有されている場合、併合対象ファンドを同口座で継続して保有いただけます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

# <併合対象ファンドの概要>

ファンド名	野村インデックスファンド・国内債券
運用方針	わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、NOMURA-BPI
	総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないま
	す。
信託期限	無期限
決算日	原則、毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	年 0. 44% (税抜年 0. 40%)
信託財産留保額	なし

※ファンド併合とは複数の投資信託の信託財産を一つの投資信託の信託財産とすることをいいます。

# ■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1 兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

# <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村ターゲットプライス「日経 225」(国内債券運用移行型))

# 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株式
単 位 型	THE PART OF THE PA	債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内外	<b>その</b> 他資産 ( )
		資産複合

#### 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年 2 回		
中小型株		日本	
	年 4 回		<u></u>
債券		北米	ファミリーファンド
一般	年 6 回		
公債	(隔月)	欧州	
社債			
その他債券	年 12 回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
( )		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	
	その他		ファンド・オブ・ファンズ
その他資産	( )	アフリカ	
(投資信託証券			
(資産複合(株式、債		中近東	
券)資産配分変更		(中東)	
型))			
		エマージング	
資産複合			
( )			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象 資産 (その他資産 (投資信託証券)) と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産 (資産複合) とが 異なります。 上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2013年2月21日現在)

#### <商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### 「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載が あるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 「投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産 以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる 資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に 源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託 並びに租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは 運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する 場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書き で付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

#### 株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### 債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特に クレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え 「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### 「決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種 指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの をいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と

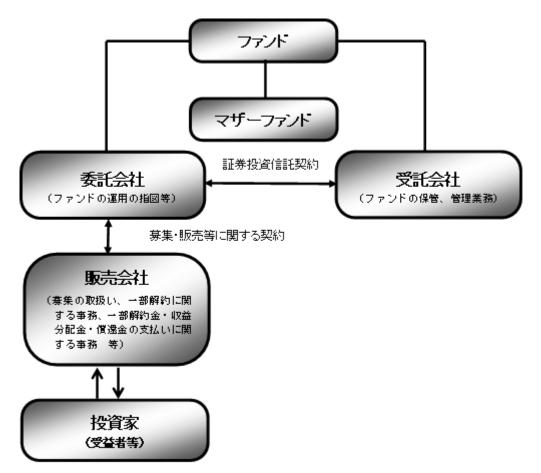
する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

# (2)【ファンドの沿革】

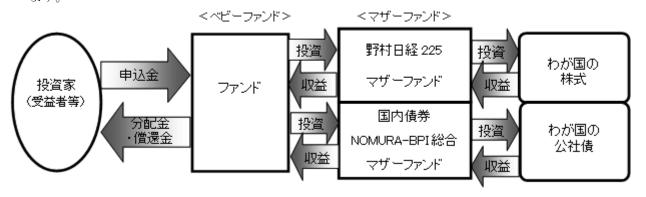
2014年11月21日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

# (3) 【ファンドの仕組み】



# 《ファミリーファンド方式について》

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



ファンド	野村ターゲットプライス「日経 225」(国内債券運用移行型)
マザーファンド	野村日経 225 マザーファンド
(親投資信託)	国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

#### ■委託会社の概況(2019年7月末現在)■

名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5, 150, 693 株	100%

#### 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

- ◆「野村日経 225 マザーファンド」および「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」を主要投資対象とし、 信託財産の成長を図ることを目的に運用を行なうことを基本とします。
- ◆基準価額(1万口当たり。支払い済みの分配金累計額は加算しません。)が一定水準(12,000円)以上となるま

- で、「野村日経 225 マザーファンド」の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
  - ・効率的な運用を行なうため、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引を活用する場合があります。
  - ・「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」には原則として投資を行ないません。
- ◆基準価額が一定水準 (12,000 円) 以上となった場合には、一定期間内で「野村日経 225 マザーファンド」の組入比率を引き下げ、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」による運用に切り替えていくことを基本とします。

「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」による運用に切り替えが完了した以降、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

※ファンドは基準価額が一定水準(12,000円)に到達しており、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」による運用に切り替えが完了しております。

### ■各マザーファンドの投資方針等について■

- ◆野村日経 225 マザーファンド
- ・日経平均株価に採用されているまたは採用が決定された銘柄を主要投資対象とし、日経平均株価の動きに連動 する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ・効率的な運用を行なうため、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引を活用し、また、わが国の金融商品取引所に上場している日経平均株価を対象指数とする上場投資信託証券(ETF)を活用する場合があります。
- ※日経平均株価(日経 225)とは、日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所第一部上場銘柄の うち市場を代表する 225 銘柄を対象に算出されます。わが国の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。
  - ①「日経平均株価」(日経225) は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
  - ②「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式 会社日本経済新聞社に帰属している。
  - ③本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本 経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負わない。
  - ④株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではな く、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
  - ⑤株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。
- ◆国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
- ・主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ※NOMURA-BPI 総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPI 総合は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

野村日経 225 マザーファンド受益証券および国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にわが国の株式および公社債に投資します。また、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引を活用する場合があります。

#### ①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 ④および⑤」に定めるものに限ります。)に係る権利
  - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### ②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村日経 225 マザーファンド受益証券および国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。)
- 17. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 17 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 21. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

#### ③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の 規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することが できます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記②に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

# ④その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引

#### (参考)マザーファンドの概要

「野村日経 225 マザーファンド」

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

# 2. 運用方法

(1)投資対象

日経平均株価に採用されているまたは採用が決定された銘柄を主要投資対象とし、日経平均株価を 対象とした株価指数先物取引を取引対象とします。

#### (2)投資熊度

- ①日経平均株価に採用されているまたは採用が決定された銘柄を主要投資対象とし、日経平均株価の 動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ②効率的な運用を行なうため、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引を活用し、また、わが国の金融商品取引所に上場している日経平均株価を対象指数とする上場投資信託証券(ETF)を活用する場合があります。
- ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3)投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑤投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額 を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利 用は行ないません。
- ⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2)投資態度

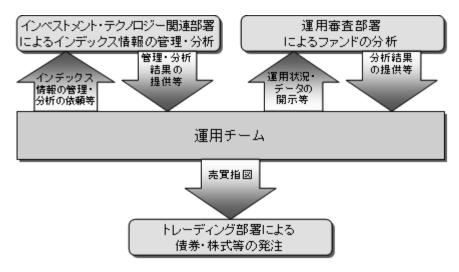
- ①主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3)投資制限

- ①株式への投資は行ないません。
- ②外貨建資産への投資は行ないません。
- ③有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。
- ④スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額 を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利 用は行ないません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

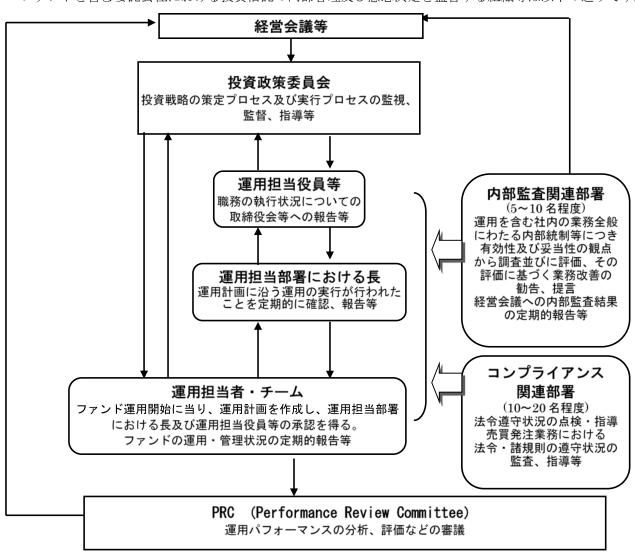
# (3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、 信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けて おります。 ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



≪委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

# (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決

定します。

- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
- \*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

# ◆ファンドの決算日

原則として毎年12月18日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

#### (5)【投資制限】

- ①運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限(信託約款)
  - ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
  - ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
  - ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
  - ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
  - ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
  - ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ②投資する株式等の範囲(信託約款)
  - (i)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - (ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で 目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図 することができるものとします。

### ③信用取引の指図範囲(信託約款)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii)上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4. 売り出しにより取得する株券

- 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債\*の新株予 約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - ※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。
- 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産 に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行 使により取得可能な株券

#### ④先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- (ii)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における 通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### ⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。 ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供 あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### ⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲 内で貸付の指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii)上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑦公社債の借入れ (信託約款)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、

当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- (ii)上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv)上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。
- ⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、 制約されることがあります。

- ⑨外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款)
  - (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - (ii) 上記(i)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と野村日経 225 マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する野村日経 225 マザーファンド受益証券の時価総額に野村日経 225 マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - (iii) 上記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する 為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
  - (iv) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## ⑩資金の借入れ(信託約款)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- (iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ⑪同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信

託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (i)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- (ii)当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

#### 3【投資リスク】

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します</u>。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落に</u>より、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

#### [債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### ≪その他の留意点≫

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合など には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆投資方針に記載の一定水準(12,000円)は、あくまでも一定期間内で「野村日経 225 マザーファンド」の組入比率を引き下げ、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」による運用(以下「債券運用」といいます。)に切り替えていくための価額水準であり、基準価額が 12,000円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。

また、株式売却の際に発生する売買委託手数料等や市場インパクト、債券運用に切り替わるまでの株式の価格変動の影響、ファンドが実質的に組み入れている銘柄について速やかに売却できない場合、基準価額が 12,000円以上となった日以降収受される信託報酬、または債券運用への切り替え完了後に投資方針に沿った運用ができない場合等により、基準価額が 12,000円以上となった日の翌営業日以降(債券運用への切り替え完了後も含みます。)の基準価額が 12,000円を下回る場合があります。

- ※ファンドは基準価額が一定水準(12,000円)に到達しており、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」による運用に切り替えが完了しております。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの

収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部また は全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

#### ≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

## リスク管理関連の委員会

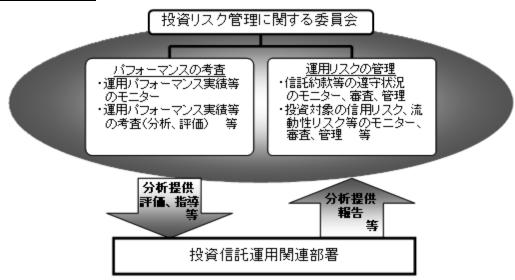
### ◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を 行ないます。

# ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

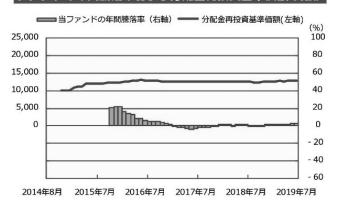
## リスク管理体制図



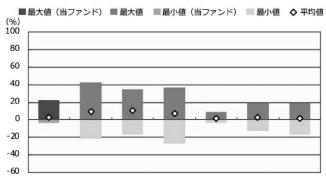
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# ■ リスクの定量的比較 (2014年8月末~2019年7月末:月次)

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	21.8	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 4.0	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均值(%)	3.1	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \*年間騰落率は、2015 年 11 月から 2019 年 7 月の各月末における 1 年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2014 年 8 月から 2019 年 7 月の 5 年間(当ファンドは 2015 年 11 月から 2019 年 7 月)の各月末における 1 年間の騰落率の最 大値・最小値・平均値を表示したものです。

先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

\*決算日に対応した数値とは異なります。

当ファンド

日本株

- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### <代表的な資産クラスの指数>

- 〇日本株:東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- ○先進国株: MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ベース)
- ○新興国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 〇日本国債: NOMURA-BPI 国債
- ○先進国債: FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- ○新興国債:JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- ○MSCI-KOKUSAI 指数(配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数(配当 込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所 有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、 完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一 切責任を負いません。
- ○FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- ○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに 提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを 法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国の J.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

# 4 【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

①取得申込日の基準価額に、1.1%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜1.0%)以内\*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。 ②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

# (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 0.55% (税抜年 0.50%)の率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、信託終了のときまたは信託の併合に伴いこの信託が消滅するときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.23%	年 0.23%	年 0.04%

# ≪支払先の役務の内容≫

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに 伴う調査、受託会社への 指図、法定書面等の作 成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用 報告書等各種書類の送 付、口座内でのファンド の管理および事務手続き	ファンドの財産の保管・ 管理、委託会社からの指 図の実行等
	等	

#### (4)【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借 入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

- ⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額\*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を 1 口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
  - ※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、 クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り 入れられます。
- \*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

#### ■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税 5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税 もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により 20.315%(国税 15.315%および 地方税 5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

## ≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・ <u>特定</u> 公社債 <sup>(注1)</sup> の利子 ・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収 益分配金	特定公社債、 <u>公募</u> 公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	<ul><li>・上場株式の配当</li><li>・公募株式投資信託の収益 分配金</li></ul>

- (注 1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015 年 12 月 31 日以前に発行された公 社債(同族会社が発行した社債を除きます。) などの一定の公社債をいいます。
- (注 2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、 別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。
- ※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」の適用対象です。 NISA をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及 び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできませ ん。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売 会社にお問い合わせください。

## ◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、

15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収<sup>※</sup>が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。 ※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### ■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益\*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象 となります。

# [法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

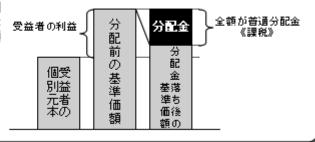
## ■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

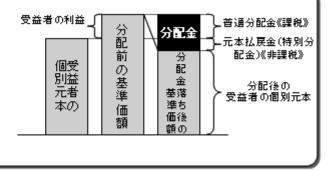
#### ■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)をなり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※2020 年 1 月 1 日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2019年7月末現在)が変更になる場合があります。

# 5【運用状況】

以下は2019年7月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)【投資状況】

野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	33, 040, 907	99. 99
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	3, 302	0.00
合計 (純資産総額)		33, 044, 209	100. 00

# (参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券	日本	532, 998, 858, 310	79. 85
地方債証券	日本	44, 549, 626, 089	6. 67
特殊債券	日本	58, 902, 349, 600	8. 82
社債券	日本	27, 050, 101, 700	4. 05
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	3, 925, 296, 769	0. 58
合計 (純資産総額)		667, 426, 232, 468	100. 00

# (2)【投資資產】

# ①【投資有価証券の主要銘柄】

野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1			国内債券NOMURA-BPI総 合 マザーファンド	24, 474, 746	1. 3154	32, 194, 081	1. 3500	33, 040, 907	99. 99

# 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99. 99
合 計	99. 99

# (参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 50回	7, 950, 000, 000	102. 10	8, 117, 583, 000	102. 77	8, 170, 215, 000	0. 1	2028/3/20	1. 22

2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 34回	7, 600, 000, 000	104. 14	7, 914, 972, 000	104. 17	7, 917, 452, 000	0.6	2024/6/20	1. 18
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 6回	7, 500, 000, 000	100. 47	7, 535, 475, 000	100. 39	7, 529, 700, 000	0. 1	2020/12/20	1.12
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 5回	7, 200, 000, 000	100. 40	7, 229, 088, 000	100. 32	7, 223, 328, 000	0. 1	2020/9/20	1.08
5	目本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 7回	6, 000, 000, 000	100. 54	6, 032, 520, 000	100. 48	6, 028, 980, 000	0. 1	2021/3/20	0.90
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 45回	5, 500, 000, 000	102. 27	5, 624, 850, 000	102. 63	5, 644, 815, 000	0. 1	2026/12/20	0.84
7	目本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 32回	5, 400, 000, 000	103. 78	5, 604, 390, 000	103. 74	5, 602, 284, 000	0. 6	2023/12/20	0.83
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 46回	5, 400, 000, 000	102. 26	5, 522, 148, 000	102. 68	5, 544, 882, 000	0. 1	2027/3/20	0.83
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 43回	5, 400, 000, 000	102. 19	5, 518, 584, 000	102. 48	5, 534, 298, 000	0. 1	2026/6/20	0.82
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 29回	5, 300, 000, 000	104. 23	5, 524, 190, 000	104. 07	5, 516, 134, 000	0.8	2023/6/20	0.82
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 44回	5, 300, 000, 000	102. 23	5, 418, 455, 000	102. 58	5, 436, 740, 000	0. 1	2026/9/20	0.81
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 51回	5, 100, 000, 000	102. 00	5, 202, 000, 000	102. 76	5, 240, 760, 000	0. 1	2028/6/20	0.78
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 8回	5, 200, 000, 000	100. 62	5, 232, 396, 000	100. 56	5, 229, 484, 000	0. 1	2021/6/20	0.78
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 28回	5, 000, 000, 000	103. 17	5, 158, 800, 000	103. 05	5, 152, 950, 000	0. 6	2023/3/20	0.77
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 49回	5, 000, 000, 000	102. 16	5, 108, 150, 000	102. 82	5, 141, 050, 000	0. 1	2027/12/20	0.77
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 12回	4, 950, 000, 000	102. 36	5, 067, 265, 500	101. 92	5, 045, 238, 000	1. 2	2020/12/20	0.75
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 0回	5, 000, 000, 000	100. 76	5, 038, 200, 000	100. 74	5, 037, 150, 000	0. 1	2021/12/20	0.75
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 52回	4, 800, 000, 000	101. 99	4, 895, 793, 000	102. 74	4, 931, 712, 000	0. 1	2028/9/20	0.73
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 1回	4, 800, 000, 000	100. 84	4, 840, 488, 000	100. 83	4, 840, 032, 000	0. 1	2022/3/20	0.72
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 42回	4, 650, 000, 000	102. 11	4, 748, 487, 000	102. 36	4, 759, 740, 000	0. 1	2026/3/20	0.71
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 48回	4, 500, 000, 000	102. 23	4, 600, 440, 000	102. 77	4, 625, 055, 000	0. 1	2027/9/20	0. 69
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 5回	4, 500, 000, 000	101. 19	4, 553, 920, 000	101. 24	4, 556, 070, 000	0. 1	2023/3/20	0. 68
23	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第3	4, 400, 000, 000	103. 45	4, 552, 064, 000	103. 23	4, 542, 472, 000	0.8	2022/9/20	0. 68

			25回								
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 47回	4, 400, 000, 000	102. 24	4, 498, 632, 000	102. 77	4, 522, 012, 000	0. 1	2027/6/20	0. 67
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 40回	4, 200, 000, 000	103. 93	4, 365, 102, 000	104. 05	4, 370, 142, 000	0.4	2025/9/20	0.65
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 33回	4, 200, 000, 000	103. 95	4, 366, 278, 000	103. 95	4, 366, 278, 000	0.6	2024/3/20	0.65
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 35回	4, 200, 000, 000	103. 86	4, 362, 322, 000	103. 90	4, 363, 884, 000	0.5	2024/9/20	0.65
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 6回	4, 300, 000, 000	101. 27	4, 354, 825, 000	101. 37	4, 359, 039, 000	0. 1	2023/6/20	0.65
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 3回	4, 000, 000, 000	101. 03	4, 041, 200, 000	101. 04	4, 041, 680, 000	0. 1	2022/9/20	0.60
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第12 9回	4,000,000,000	100. 69	4, 027, 760, 000	100.66	4, 026, 600, 000	0. 1	2021/9/20	0.60

# 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	79. 85
地方債証券	6. 67
特殊債券	8. 82
社債券	4. 05
合 計	99. 41

# ②【投資不動産物件】

野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)該当事項はありません。

(参考)国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド 該当事項はありません。

# ③【その他投資資産の主要なもの】

野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)該当事項はありません。

(参考)国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# ①【純資産の推移】

野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり紅	上資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2015年12月18日)	92	92	1. 2247	1. 2247
第2計算期間	(2016年12月19日)	69	69	1. 2528	1. 2528
第3計算期間	(2017年12月18日)	52	52	1. 2521	1. 2521
第4計算期間	(2018年12月18日)	37	37	1. 2536	1. 2536
	2018年7月末日	45		1. 2523	_
	8月末日	43		1. 2449	_
	9月末日	41		1. 2415	_
	10 月末日	40		1. 2431	_
	11 月末日	38		1. 2479	
	12 月末日	36		1. 2565	_
	2019年 1月末日	36		1. 2611	_
	2月末日	36		1. 2632	
	3月末日	35		1. 2716	
	4月末日	33		1. 2671	
	5月末日	33		1. 2745	
	6月末日	33		1. 2816	
	7月末日	33	_	1. 2824	_

# ②【分配の推移】

野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年11月21日~2015年12月18日	0.0000円
第2計算期間	2015年12月19日~2016年12月19日	0.0000円
第3計算期間	2016年12月20日~2017年12月18日	0.0000円
第4計算期間	2017年12月19日~2018年12月18日	0.0000円

# ③【収益率の推移】

野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)

計算期間	収益率
------	-----

第1計算期間	2014年11月21日~2015年12月18日	22.5%
第2計算期間	2015年12月19日~2016年12月19日	2.3%
第3計算期間	2016年12月20日~2017年12月18日	△0.1%
第4計算期間	2017年12月19日~2018年12月18日	0.1%
第5期(中間期)	2018年12月19日~2019年6月18日	2.1%

<sup>※</sup>各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

# (4) 【設定及び解約の実績】

野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年11月21日~2015年12月18日	157, 306, 052	81, 504, 067	75, 801, 985
第2計算期間	2015年12月19日~2016年12月19日		20, 483, 851	55, 318, 134
第3計算期間	2016年12月20日~2017年12月18日	_	13, 632, 633	41, 685, 501
第4計算期間	2017年12月19日~2018年12月18日	_	11, 681, 221	30, 004, 280
第5期(中間期)	2018年12月19日~2019年6月18日		3, 809, 319	26, 194, 961

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。



# **運用実績** (2019年7月31日現在)

# **基準価額・純資産の推移**(日次:設定来)

#### 基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸)■■■ 純資産総額(右軸) (円) 15,000 (百万円) 180 12,500 150 10,000 120 7,500 90 5,000 60 2,500 30 0 2015年11月 2016年11月 2014年11月 2017年11月 2018年11月

# ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

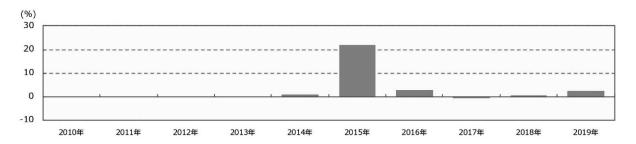
BY MESSAGE BUILT BUILT NO.	
2018年12月	0 円
2017年12月	0 円
2016年12月	0 円
2015年12月	0 円
設定来累計	0 円

# 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付(10年)第350回	国債証券	1.2
2	国庫債券 利付(10年)第334回	国債証券	1.2
3	国庫債券 利付(5年)第126回	国債証券	1.1
4	国庫債券 利付(5年)第125回	国債証券	1.1
5	国庫債券 利付(5年)第127回	国債証券	0.9
6	国庫債券 利付(10年)第345回	国債証券	0.8
7	国庫債券 利付(10年)第332回	国債証券	0.8
8	国庫債券 利付(10年)第346回	国債証券	0.8
9	国庫債券 利付(10年)第343回	国債証券	0.8
10	国庫債券 利付(10年)第329回	国債証券	0.8

# 年間収益率の推移(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。 ・2014年は設定日(2014年11月21日)から年末までの収益率。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委 託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
  - ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
  - ・取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売 会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

・販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

#### ■信託の併合■

信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合において、取得申込日から当該取得申込に係る追加信託が行なわれる日までの間に信託の併合が行なわれる場合は、併合後の信託の受益権の取得申込がされたものとします。

#### ■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約\*を締結した場合、当該契約で規定する取得 申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- ・受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ・取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が 別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。
- ※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

# 2【換金(解約)手続等】

- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

#### ■信託の併合■

信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合において、一部解約の実行の請求日から当該一部解約の実行が行なわれる日までの間に信託の併合が行なわれる場合は、併合後の信託の受益権の一部解約の実行の請求がされたものとします。なお、併合を行なうにあたって必要と認めるときは受益権の一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

・換金価額は、換金のお申込み日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある ときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを 取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

#### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受

益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法	
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。	
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。** ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額	

<sup>※</sup> 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による 評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を 発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

# (3)【信託期間】

2020年12月18日までとします(2014年11月21日設定)。

#### (4)【計算期間】

原則として、毎年12月19日から翌年12月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該 当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、 信託期間の終了日とします。信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合は、最終計算期間の終了日は、併合日の 前日とします。

#### (5)【その他】

#### (a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

### (b)信託期間の終了

- (i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議 (以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日なら びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れ ている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ii)上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii)上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv)上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- (v)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を 解約し信託を終了させます。
- (vi)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

### (c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時または信託の併合に伴いこの信託が消滅するときに交付運用報告書を作成し、 知れている受益者に対して交付します。

### (d) 信託約款の変更等

- (i)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii)委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (iii)上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv)上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をも

って行ないます。

- (v)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi)上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと きには適用しません。
- (vii)上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

### (e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本 経済新聞に掲載します。

- (f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い
  - (i)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
  - (ii)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容
- (i)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の 一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の 委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1 年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### ① 収益分配金に対する請求権

### ■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### ■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

### ② 償還金に対する請求権

### ■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

### ■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

※なお、当ファンドは2020年5月27日に、「野村インデックスファンド・国内債券」と併合する予定です。

### ③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

## 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 4 期計算期間 (2017 年 12 月 19 日から 2018 年 12 月 18 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 独立監査人の監査報告書

2019年2月1日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)の2017年12月19日から2018年12月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ターゲットプライス「日経 225」(国内債券運用移行型)の 2018 年 12 月 18 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 1【財務諸表】

# 【野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)】

# (1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第 3 期 (2017 年 12 月 18 日現在)	第 4 期 (2018 年 12 月 18 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	157, 351	117, 857
親投資信託受益証券	52, 188, 232	37, 609, 436
未収入金	3, 096	2, 243
流動資産合計	52, 348, 679	37, 729, 536
資産合計	52, 348, 679	37, 729, 536
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	12, 358	9, 253
未払委託者報酬	142, 014	106, 465
その他未払費用	869	626
流動負債合計	155, 241	116, 344
負債合計	155, 241	116, 344
純資産の部		
元本等		
元本	41, 685, 501	30, 004, 280
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	10, 507, 937	7, 608, 912
(分配準備積立金)	10, 242, 636	7, 470, 952
元本等合計	52, 193, 438	37, 613, 192
純資産合計	52, 193, 438	37, 613, 192
負債純資産合計	52, 348, 679	37, 729, 536
(2)【損益及び剰余金計算書】		(単位:円)
	—————————————————————————————————————	第 4 期
	自 2016年12月20日	自 2017年12月19日
	至 2017年12月18日	至 2018年12月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	235, 170	232, 999
営業収益合計	235, 170	232, 999
営業費用		
支払利息	18	26
受託者報酬	25, 959	19, 989
委託者報酬	298, 416	229, 959
その他費用	1,826	1,380
営業費用合計	326, 219	251, 354
営業利益又は営業損失(△)		

経常利益又は経常損失 (△)	△91, 049	△18, 355
当期純利益又は当期純損失 (△)	△91, 049	$\triangle 18,355$
<ul><li>一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)</li></ul>	△48, 367	△52, 014
期首剰余金又は期首欠損金(△)	13, 982, 147	10, 507, 937
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	_
剰余金減少額又は欠損金増加額	3, 431, 528	2, 932, 684
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	3, 431, 528	2, 932, 684
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	10, 507, 937	7, 608, 912

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(EX.SAHMENOF MOM)	o mady
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年 12月 19日から 2018年
	12月 18日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第 3 期			第 4 期	
	2017年12月18日現在			2018年12月18日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総数	Ţ
		41, 685, 501 □			30, 004, 280 □
2.	計算期間の末日における1単位当たりの	純資産の額	2.	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額	1.2521 円		1口当たり純資産額	1.2536 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(12,521円)		(10,000 口当たり純資産額)	(12,536円)

第4期

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期

	自 2017年12月19日		自 2016年12月20日 至 2017年12月18日		
	至 2018年12月18日			丰 12 月 18 日	
		1.分配金の計算過程			分配金の計算過程
		項目			項目
86, 661 円	A	費用控除後の配当等収益額	148, 944 円	A	費用控除後の配当等収益額
0 円	В	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0 円	В	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額
137, 960 円	С	収益調整金額	265, 301 円	С	収益調整金額
7, 384, 291 円	D	分配準備積立金額	10, 093, 692 円	D	分配準備積立金額
7, 608, 912 円	E=A+B+C+D	当ファンドの分配対象収益額	10, 507, 937 円	E=A+B+C+D	当ファンドの分配対象収益額
30, 004, 280 □	F	当ファンドの期末残存口数	41, 685, 501 □	F	当ファンドの期末残存口数
2,535円	G=E/F×10,000	10,000 口当たり収益分配対 象額	2,520円	G=E/F×10,000	10,000 口当たり収益分配対 象額
0 円	Н	10,000 口当たり分配金額	0 円	Н	10,000 口当たり分配金額
0 円	I=F×H/10,000	収益分配金金額	0円	I=F×H/10,000	収益分配金金額

# (金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第3期	第 4 期
为 3 <del>为</del> 3 <del>为</del>	<b>分</b> 4 初

#### 自 2016年12月20日 自 2017年12月19日 至 2017年12月18日 至 2018年12月18日 1. 金融商品に対する取組方針 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第 4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし て運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及 び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 同左 会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把 握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

3. 金融商品に係るリスク管理体制

(2)金融商品の時価等に関する事項

第3期	第4期
2017年12月18日現在	2018年12月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
$\mathcal{h}_{\circ}$	
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法
親投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

### (関連当事者との取引に関する注記)

	第3期	第4期
	自 2016年12月20日	自 2017年12月19日
	至 2017年12月18日	至 2018年12月18日
市場価格その個	也当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と昇	異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項	頁はございません。	

### (その他の注記)

## 1 元本の移動

	第3期	第4期	
自	2016年12月20日	自 2017年12月19日	
至	2017年12月18日	至 2018年12月18日	
期首元本額	55, 318, 134 円	期首元本額	41,685,501円
期中追加設定元本額	0 円	期中追加設定元本額	0 円
期中一部解約元本額	13, 632, 633 円	期中一部解約元本額	11,681,221円

### 2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期 自2016年12月20日 至2017年12月18日 損益に含まれた評価差額(円)	第4期 自 2017年12月19日 至 2018年12月18日 損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	239, 559	
合計	239, 559	237, 309

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

(1)株式(2018年12月18日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2018年12月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券		国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	28, 591, 635	37, 609, 436	
	小計	銘柄数:1	28, 591, 635	37, 609, 436	
		組入時価比率:100.0%		100.0%	
	合計			37, 609, 436	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2018年12月18日現在)

資産の部

流動資産

コール・ローン

3, 360, 042, 296

国債証券 524, 869, 468, 410

地方債証券	43, 916, 304, 874
特殊債券	54, 147, 234, 832
社債券	27, 957, 306, 160
未収利息	1, 915, 236, 512
前払費用	33, 869, 054
流動資産合計	656, 199, 462, 138
資産合計	656, 199, 462, 138
負債の部	
流動負債	
未払解約金	388, 140, 095
未払利息	6, 257
流動負債合計	388, 146, 352
負債合計	388, 146, 352
純資産の部	
元本等	
元本	498, 572, 122, 512
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	157, 239, 193, 274
元本等合計	655, 811, 315, 786
純資産合計	655, 811, 315, 786
負債純資産合計	656, 199, 462, 138

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里女な云町万町にかる事項に因う	
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

## (貸借対照表に関する注記)

	2018年12月18日現在	
1.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	1. 3154 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(13, 154 円)

## (金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年12月19日 至 2018年12月18日

### 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行

なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

### (2)金融商品の時価等に関する事項

### 2018年12月18日現在

### 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### 2. 時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2018 年 12 月 18 日現在	
期首	2017年12月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	536, 038, 049, 858 円
同期中における追加設定元本額	52, 221, 683, 699 円
同期中における一部解約元本額	89, 687, 611, 045 円
期末元本額	498, 572, 122, 512 円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	463, 075, 697 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	26, 634, 801, 329 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	17, 793, 074, 378 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2, 637, 174, 490 円
野村資産設計ファンド2015	395, 532, 201 円
野村資産設計ファンド2020	337, 739, 133 円
野村資産設計ファンド2025	279, 653, 549 円
野村資産設計ファンド2030	194, 946, 248 円
野村資産設計ファンド2035	96, 298, 270 円
野村資産設計ファンド2040	154, 727, 878 円
野村日本債券インデックスファンド	979, 833, 183 円
野村日本債券インデックス(野村投資一任口座向け)	215, 037, 455, 359 円
のむラップ・ファンド(保守型)	12, 300, 348, 010 円
のむラップ・ファンド(普通型)	7, 718, 309, 553 円
のむラップ・ファンド(積極型)	907, 194, 158 円
野村日本債券インデックス(野村SMA向け)	11,604,629,370 円
野村資産設計ファンド2045	15, 257, 929 円
野村円債投資インデックスファンド	1, 412, 822, 498 円
野村インデックスファンド・国内債券	2, 640, 130, 241 円
マイ・ロード	36, 924, 897, 369 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	705, 512, 023 円
野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)	28, 591, 635 円
野村日本債券インデックス(野村SMA・EW向け)	10, 046, 545, 382 円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	2, 098, 024, 404 円
野村資産設計ファンド2050	18, 198, 736 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	13, 462, 267 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3, 357, 771 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2, 273, 854 円

野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1, 481, 680 円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	687, 746, 867 円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	131, 796, 751 円
インデックス・ブレンド (タイプ I )	54,600,054円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	19, 145, 936 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	40, 199, 167 円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	6, 522, 910 円
インデックス・ブレンド (タイプV)	13, 784, 749 円
野村6資産均等バランス	342, 367, 969 円
世界6資産分散ファンド	120, 292, 664 円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	311, 558, 826 円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・安定型	5, 240, 056, 744 円
グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A (適格機関投資家専用)	724, 971, 015 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	203, 627, 109 円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	2, 651, 529, 474 円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	1, 494, 273, 088 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	16, 869, 194 円
ワールド・インデックス・ファンドVA等特別(適格機関投資家専用)	15, 395, 609 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	1, 437, 081 円 4, 669, 882, 476 円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用) 野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	4, 669, 882, 476 円 20, 561, 112 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	148, 533, 268 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	397, 410, 230 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	386, 148, 934 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	361, 619, 074 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	866, 919, 783 円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	1, 643, 782, 542 円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	851, 766, 822 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券(適格機関投資家専用)	558, 978, 663 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	15, 394, 308, 301 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	23, 197, 670, 117 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	10, 435, 810, 356 円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合(確定拠出年金向	45 092 070 CCF III
(t)	45, 083, 079, 665 円
マイバランスDC30	10, 134, 027, 762 円
マイバランスDC50	6, 913, 623, 540 円
マイバランスDC70	2, 263, 956, 247 円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	10, 773, 353, 032 円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	337, 943, 045 円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	292, 675, 507 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	169, 519, 801 円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	27, 471, 466 円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	5, 098, 819 円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	4, 948, 852 円
野村資産設計ファンド (DC) 2030	1, 426, 455 円
野村資産設計ファンド (DC) 2040	833, 237 円
野村資産設計ファンド (DC) 2050	943, 972 円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	61, 866, 442 円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	22, 062, 454 円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	5, 041, 647 円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	19, 335, 089 円

<sup>\*</sup>は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

# 第 1 有価証券明細表 (1)株式(2018 年 12 月 18 日現在) 該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券(2018年12月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨		銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券	利付(2年)第385回	1, 000, 000, 000	1, 003, 190, 000	)
		国庫債券	利付(2年)第387回	100, 000, 000	100, 363, 000	)
		国庫債券	利付(2年)第390回	500, 000, 000	502, 110, 000	)
		国庫債券	利付(2年)第391回	3, 000, 000, 000	3, 014, 340, 000	)
		国庫債券	利付(2年)第392回	1, 500, 000, 000	1, 507, 155, 000	)
		国庫債券	利付(2年)第394回	3, 000, 000, 000	3, 014, 880, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第123回	7, 300, 000, 000	7, 325, 112, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第124回	5, 100, 000, 000	5, 120, 706, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第125回	7, 200, 000, 000	7, 234, 128, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第126回	5, 500, 000, 000	5, 529, 810, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第127回	6, 000, 000, 000	6, 036, 540, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第128回	6, 200, 000, 000	6, 242, 036, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第129回	4, 000, 000, 000	4, 029, 280, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第130回	5, 000, 000, 000	5, 039, 200, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第131回	4, 000, 000, 000	4, 033, 960, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第132回	5, 000, 000, 000	5, 044, 850, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第133回	5, 000, 000, 000	5, 048, 100, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第134回	3, 000, 000, 000	3, 030, 810, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第135回	3, 000, 000, 000	3, 033, 360, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第136回	4, 300, 000, 000	4, 350, 654, 000	)
		国庫債券	利付(5年)第137回	1, 500, 000, 000	1, 517, 940, 000	)
		国庫債券	利付(40年)第1回	2, 460, 000, 000	3, 518, 021, 400	)
		国庫債券	利付(40年)第2回	900, 000, 000	1, 246, 338, 000	)
		国庫債券	利付(40年)第3回	900, 000, 000	1, 252, 566, 000	)
		国庫債券	利付(40年)第4回	1, 300, 000, 000	1, 817, 816, 000	)
		国庫債券	利付(40年)第5回	1, 200, 000, 000	1, 614, 228, 000	)
		国庫債券	利付(40年)第6回	1, 300, 000, 000	1, 716, 728, 000	)
		国庫債券	利付(40年)第7回	1, 400, 000, 000	1, 768, 312, 000	)
		国庫債券	利付(40年)第8回	1, 500, 000, 000	1, 755, 360, 000	)

国庫債券	利付(40年)	第9回	2, 200, 000, 000	1, 874, 818, 000	
国庫債券	利付(40年)	第10回	2, 200, 000, 000	2, 215, 752, 000	
国庫債券	利付 (40年)	第11回	900, 000, 000	873, 891, 000	
国庫債券 回	利付 (10年)	第306	3, 000, 000, 000	3, 058, 950, 000	
国庫債券 回	利付(10年)	第307	1, 700, 000, 000	1, 731, 280, 000	
国庫債券	利付 (10年)	第308	1, 700, 000, 000	1, 737, 468, 000	
国庫債券	利付 (10年)	第309	3, 000, 000, 000	3, 057, 090, 000	
国庫債券	利付 (10年)	第310	3, 700, 000, 000	3, 775, 776, 000	
国庫債券	利付 (10年)	第311	1, 800, 000, 000	1, 830, 528, 000	
国庫債券	利付 (10年)	第312	4, 950, 000, 000	5, 085, 729, 000	
国庫債券回	利付 (10年)	第313	3, 200, 000, 000	3, 305, 824, 000	
国庫債券回	利付(10年)	第314	2, 200, 000, 000	2, 262, 810, 000	
国庫債券回	利付 (10年)	第315	3, 600, 000, 000	3, 723, 408, 000	
国庫債券回	利付 (10年)	第316	1, 400, 000, 000	1, 444, 478, 000	
国庫債券	利付 (10年)	第317	1, 800, 000, 000	1, 862, 712, 000	
国庫債券	利付 (10年)	第318	3, 200, 000, 000	3, 302, 656, 000	
国庫債券回	利付 (10年)	第319	1, 850, 000, 000	1, 920, 041, 000	
国庫債券	利付 (10年)	第320	3, 500, 000, 000	3, 621, 940, 000	
国庫債券回	利付 (10年)	第321	3, 200, 000, 000	3, 320, 672, 000	
国庫債券回	利付 (10年)	第322	2, 400, 000, 000	2, 482, 680, 000	
国庫債券	利付 (10年)	第323	2, 700, 000, 000	2, 799, 765, 000	
国庫債券回	利付 (10年)	第324	3, 200, 000, 000	3, 306, 976, 000	
国庫債券	利付 (10年)	第325	4, 400, 000, 000	4, 557, 740, 000	
国庫債券回	利付 (10年)	第326	2, 100, 000, 000	2, 171, 862, 000	
国庫債券	利付(10年)	第327	3, 100, 000, 000	3, 218, 575, 000	
L					

国庫債券 回	利付(10年)第328	5, 000, 000, 000	5, 161, 450, 000
国庫債券 回	利付(10年)第329	5, 300, 000, 000	5, 529, 437, 000
国庫債券回	利付(10年)第330	3, 800, 000, 000	3, 972, 824, 000
国庫債券 回	利付(10年)第331	1, 900, 000, 000	1, 968, 210, 000
国庫債券	利付(10年)第332	5, 400, 000, 000	5, 604, 120, 000
国庫債券	利付(10年)第333	4, 200, 000, 000	4, 366, 656, 000
国庫債券	利付(10年)第334	5, 600, 000, 000	5, 832, 960, 000
国庫債券	利付(10年)第335	3, 700, 000, 000	3, 839, 564, 000
国庫債券	利付(10年)第336	1, 700, 000, 000	1, 766, 385, 000
国庫債券	利付(10年)第337	1, 700, 000, 000	1, 745, 798, 000
国庫債券	利付(10年)第338	2, 400, 000, 000	2, 482, 488, 000
国庫債券	利付(10年)第339	3, 000, 000, 000	3, 106, 260, 000
国庫債券 回	利付(10年)第340	4, 500, 000, 000	4, 664, 070, 000
国庫債券	利付(10年)第341	4, 200, 000, 000	4, 329, 150, 000
国庫債券回	利付(10年)第342	5, 300, 000, 000	5, 393, 121, 000
国庫債券回	利付(10年)第343	5, 400, 000, 000	5, 491, 962, 000
国庫債券回	利付(10年)第344	5, 800, 000, 000	5, 895, 236, 000
国庫債券回	利付(10年)第345	6, 800, 000, 000	6, 909, 684, 000
国庫債券回	利付(10年)第346	5, 400, 000, 000	5, 482, 944, 000
国庫債券回	利付(10年)第347	4, 300, 000, 000	4, 362, 479, 000
国庫債券回	利付(10年)第348	4, 500, 000, 000	4, 561, 335, 000
国庫債券回	利付(10年)第349	4, 000, 000, 000	4, 048, 760, 000
国庫債券回	利付(10年)第350	6, 600, 000, 000	6, 670, 290, 000
国庫債券回	利付(10年)第351	6, 000, 000, 000	6, 054, 120, 000
•			1

国庫債券回	利付(10年)	第352	4, 500, 000, 000	4, 532, 805, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第1回	100, 000, 000	128, 862, 000	
国庫債券	利付(30年)	第2回	200, 000, 000	251, 102, 000	
国庫債券	利付(30年)	第3回	160, 000, 000	199, 619, 200	
国庫債券	利付(30年)	第4回	900, 000, 000	1, 193, 337, 000	
国庫債券	利付(30年)	第5回	150, 000, 000	187, 368, 000	
国庫債券	利付(30年)	第6回	700, 000, 000	896, 784, 000	
国庫債券	利付(30年)	第7回	600, 000, 000	764, 628, 000	
国庫債券	利付(30年)	第8回	100, 000, 000	121, 185, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第9回	265, 000, 000	306, 644, 750	
国庫債券	利付 (30年)	第10回	250, 000, 000	279, 045, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第11回	160, 000, 000	192, 196, 800	
国庫債券	利付(30年)	第12回	220, 000, 000	277, 316, 600	
国庫債券	利付(30年)	第13回	290, 000, 000	361, 815, 600	
国庫債券	利付 (30年)	第14回	800, 000, 000	1, 047, 264, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第15回	900, 000, 000	1, 194, 165, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第16回	915, 000, 000	1, 216, 885, 950	
国庫債券	利付(30年)	第17回	1, 200, 000, 000	1, 579, 968, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第18回	1, 500, 000, 000	1, 954, 215, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第19回	1, 600, 000, 000	2, 088, 352, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第20回	1, 400, 000, 000	1, 874, 852, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第21回	1, 400, 000, 000	1, 833, 678, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第22回	600, 000, 000	806, 562, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第23回	840, 000, 000	1, 131, 295, 200	
国庫債券	利付 (30年)	第24回	700, 000, 000	943, 670, 000	
国庫債券	利付(30年)	第25回	500, 000, 000	657, 880, 000	
国庫債券	利付(30年)	第26回	850, 000, 000	1, 135, 268, 500	
国庫債券	利付 (30年)	第27回	1, 550, 000, 000	2, 104, 962, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第28回	1, 200, 000, 000	1, 634, 328, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第29回	1, 500, 000, 000	2, 021, 445, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第30回	1, 700, 000, 000	2, 266, 814, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第31回	1, 600, 000, 000	2, 109, 440, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第32回	1, 900, 000, 000	2, 549, 572, 000	
国庫債券	利付 (30年)	第33回	2, 100, 000, 000	2, 699, 466, 000	

国庫債券	利付(30年)第34回	2, 100, 000, 000	2, 792, 412, 000
国庫債券	利付(30年)第35回	2, 300, 000, 000	2, 971, 416, 000
国庫債券	利付(30年)第36回	2, 300, 000, 000	2, 978, 247, 000
国庫債券	利付(30年)第37回	2, 300, 000, 000	2, 933, 811, 000
国庫債券	利付(30年)第38回	1, 900, 000, 000	2, 387, 711, 000
国庫債券	利付(30年)第39回	1, 600, 000, 000	2, 048, 672, 000
国庫債券	利付(30年)第40回	1, 100, 000, 000	1, 384, 482, 000
国庫債券	利付(30年)第41回	1, 500, 000, 000	1, 854, 690, 000
国庫債券	利付(30年)第42回	1, 200, 000, 000	1, 484, 556, 000
国庫債券	利付(30年)第43回	1, 300, 000, 000	1, 609, 153, 000
国庫債券	利付(30年)第44回	1, 400, 000, 000	1, 733, 844, 000
国庫債券	利付(30年)第45回	1, 700, 000, 000	2, 025, 907, 000
国庫債券	利付(30年)第46回	1, 800, 000, 000	2, 145, 474, 000
国庫債券	利付(30年)第47回	1, 700, 000, 000	2, 067, 438, 000
国庫債券	利付(30年)第48回	1, 900, 000, 000	2, 219, 694, 000
国庫債券	利付(30年)第49回	1, 900, 000, 000	2, 219, 675, 000
国庫債券	利付(30年)第50回	1, 600, 000, 000	1, 631, 008, 000
国庫債券	利付(30年)第51回	1, 800, 000, 000	1, 607, 994, 000
国庫債券	利付(30年)第52回	1, 900, 000, 000	1, 788, 812, 000
国庫債券	利付(30年)第53回	1, 700, 000, 000	1, 640, 976, 000
国庫債券	利付(30年)第54回	1, 700, 000, 000	1, 725, 840, 000
国庫債券	利付(30年)第55回	1, 500, 000, 000	1, 521, 180, 000
国庫債券	利付(30年)第56回	1, 900, 000, 000	1, 924, 738, 000
国庫債券	利付(30年)第57回	1, 300, 000, 000	1, 315, 483, 000
国庫債券	利付(30年)第58回	1, 200, 000, 000	1, 212, 936, 000
国庫債券	利付(30年)第59回	1, 700, 000, 000	1, 673, 395, 000
国庫債券	利付(30年)第60回	100, 000, 000	103, 522, 000
国庫債券	利付(20年)第44回	150, 000, 000	155, 013, 000
国庫債券	利付(20年)第45回	242, 000, 000	249, 785, 140
国庫債券	利付(20年)第46回	90, 000, 000	93, 214, 800
国庫債券	利付(20年)第47回	1, 230, 000, 000	1, 281, 229, 500
国庫債券	利付(20年)第48回	200, 000, 000	210, 724, 000
国庫債券	利付(20年)第49回	200, 000, 000	210, 252, 000
国庫債券	利付(20年)第50回	183, 000, 000	191, 551, 590
国庫債券	利付(20年)第51回	310, 000, 000	326, 873, 300

国産債券 利付(2 0 年)第5 2 回 100,000,000 106,256,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第5 3 回 250,000,000 267,005,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第5 4 回 250,000,000 267,760,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第5 5 回 231,000,000 129,080,400 1 国産債券 利付(2 0 年)第5 7 回 210,000,000 129,080,400 1 国産債券 利付(2 0 年)第5 7 回 210,000,000 125,151,500 1 国産債券 利付(2 0 年)第5 8 回 180,000,000 1247,132,700 1 国産債券 利付(2 0 年)第6 0 回 780,000,000 247,132,700 1 国産債券 利付(2 0 年)第6 1 回 300,000,000 344,754,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第6 1 回 300,000,000 345,942,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第6 3 回 300,000,000 345,842,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第6 4 回 400,000,000 458,942,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第6 6 回 300,000,000 326,511,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第6 6 回 300,000,000 329,403,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第6 6 回 300,000,000 329,403,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第6 6 回 300,000,000 329,403,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第6 7 回 310,000,000 325,971,600 1 国産債券 利付(2 0 年)第6 9 回 560,000,000 325,971,600 1 国産債券 利付(2 0 年)第7 1 回 200,000,000 326,500,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第7 3 回 1,600,000 626,500,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第7 3 回 1,600,000,000 1,476,280,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第7 5 回 600,000,000 1,476,280,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第7 6 回 910,000,000 757,267,500 1 国産債券 利付(2 0 年)第7 8 回 1,600,000,000 1,476,280,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第7 8 回 1,600,000,000 1,027,035,100 1 国産債券 利付(2 0 年)第8 8 回 910,000,000 1,027,035,100 1 国産債券 利付(2 0 年)第8 8 回 910,000,000 1,027,035,100 1 国産債券 利付(2 0 年)第8 8 回 900,000,000 1,031,931,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第8 8 回 900,000,000 1,031,931,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第8 8 回 900,000,000 1,031,931,000 1 国産債券 利付(2 0 年)第8 8 1 回 360,000,000 944,582,600 1 国産債券 利付(2 0 年)第8 8 1 回 360,000,000 1,588,893,300 1 国産債券 利付(2 0 年)第8 8 1 回 1,370,000,000 1,588,893,300 1 国産債券 利付(2 0 年)第8 8 1 回 1,370,000,000 1,588,893,300 1 国産債券 利付(2 0 年)第8 8 1 回 1,000,000 0 1,588,800 0 1 国産債券 利付(2 0 年)第8 8 1 回 1,000,000 0 1,588,893,300 1 国産債券 利付(2 0 年)第8 8 1 回 1,000,000 0 1,588,800 0 1 日産債券 利付(2 0 年)第8 8 1 回 1,000,000 0 1,648,360,000 1 日産債券 利付(2 0 年)第8 8 1 回 1,000,000 0 1,648,360,000 1 1 1,648,360,000 1 1 1,648,360,000 1 1 1,648,360,000 1 1 1,648,360,000 1 1 1,648,360,000 1 1 1,648,360,000 1 1 1 1,648,360,000 1 1 1 1,648,360,000 1 1 1 1,				
国庫債券 利付 (2 0 年) 第 5 4 回   250,000,000   267,760,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 5 5 回   231,000,000   247,269,330   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 5 6 回   120,000,000   129,080,400   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 5 7 回   210,000,000   129,080,400   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 5 8 回   180,000,000   193,928,400   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 0 回   780,000,000   247,132,700   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 0 回   780,000,000   324,7132,700   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 1 回   300,000,000   314,754,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 1 回   300,000,000   458,942,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 4 回   400,000,000   439,152,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 5 回   455,000,000   326,511,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 7 回   310,000,000   329,403,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 7 回   310,000,000   325,971,600   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 8 回   290,000,000   325,971,600   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 0 回   540,000,000   616,210,200   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 3 回   1,600,000,000   1,807,264,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 4 回   1,300,000,000   1,476,280,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回   670,000,000   1,476,280,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回   600,000,000   1,027,035,100   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 7 同   700,000,000   794,437,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 8 回   800,000,000   1,027,035,100   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 9 回   860,000,000   1,027,035,100   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回   900,000,000   1,031,931,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回   900,000,000   1,031,931,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回   900,000,000   1,585,898,300   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回   360,000,000   1,585,898,300   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回   360,000,000   1,585,898,300   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回   360,000,000   1,585,898,300   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回   1,370,000,000   1,585,898,300   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回   1,370,000,000   1,585,898,300   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回   1,370,000,000   1,585,898,300   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回   1,370,000,000   1,380,624,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回   1,200,000,000   1,380,624,000   日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 5 回   1,370,000,000   1,380,624,000   日車債券 利付 (2 0 年) 第 8 5 回   1,370,000,000   1,380,624,000   日車債券 利付 (2 0 年) 第 8 5 回   1,370,000,000   1,380,624,000   1 1,380,624,000   1 1,380,624,000   1	国庫債券	利付(20年)第52回	100, 000, 000	106, 256, 000
国庫債券 利付 (2 0 年) 第 5 5 回 231,000,000 129,080,400 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 5 6 回 120,000,000 129,080,400 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 5 7 回 210,000,000 193,928,400 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 5 8 回 180,000,000 247,132,700 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 0 回 780,000,000 324,732,700 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 1 回 300,000,000 314,754,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 2 回 440,000,000 458,942,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 3 回 300,000,000 326,511,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 5 回 455,000,000 501,887,750 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 6 回 300,000,000 329,403,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 7 回 310,000,000 329,403,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 7 回 310,000,000 325,971,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 9 回 560,000,000 325,971,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 0 回 540,000,000 626,500,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 1 回 200,000,000 757,267,500 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 2 回 670,000,000 757,267,500 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 4 回 1,300,000,000 1,807,264,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 600,000,000 634,732,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 910,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 910,000,000 644,732,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 7 回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 9 回 860,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回 900,000,000 1,037,035,100 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回 900,000,000 1,037,035,100 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回 360,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 2 回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回 360,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 5 回 400,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 5 回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第53回	250, 000, 000	267, 005, 000
国庫債券 利付(20年)第56回 120,000,000 129,080,400 国庫債券 利付(20年)第57回 210,000,000 193,928,400 国庫債券 利付(20年)第58回 180,000,000 247,132,700 国庫債券 利付(20年)第60回 780,000,000 828,679,800 国庫債券 利付(20年)第61回 300,000,000 314,754,000 国庫債券 利付(20年)第62回 440,000,000 458,942,000 国庫債券 利付(20年)第63回 300,000,000 326,511,000 国庫債券 利付(20年)第66回 465,000,000 326,511,000 国庫債券 利付(20年)第66回 300,000,000 329,403,000 国庫債券 利付(20年)第66回 300,000,000 329,403,000 国庫債券 利付(20年)第66回 300,000,000 329,403,000 国庫債券 利付(20年)第66回 300,000,000 329,403,000 国庫債券 利付(20年)第66回 300,000,000 325,971,600 国庫債券 利付(20年)第7回 540,000,000 616,210,200 国庫債券 利付(20年)第7回 540,000,000 626,500,000 国庫債券 利付(20年)第7回 540,000,000 1,807,264,000 国庫債券 利付(20年)第7回 1,600,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付(20年)第7回 1,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付(20年)第7回 1,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付(20年)第7回 1,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付(20年)第7回 1,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付(20年)第7回 1,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付(20年)第7回 100,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付(20年)第7回 100,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付(20年)第7回 100,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付(20年)第8回 100,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付(20年)第8回 1036,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第8回 1036,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第8回 11,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第8回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第8日 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第8日 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第8日 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第8日 1,370,000,000 1,380,624,000 日庫債券 利付(20年)第8日 1,370,000,000 1,380,624,000	国庫債券	利付(20年)第54回	250, 000, 000	267, 760, 000
国庫債券 利付(20年)第57回 210,000,000 193,928,400 日庫債券 利付(20年)第58回 180,000,000 247,132,700 日庫債券 利付(20年)第60回 780,000,000 828,679,800 日庫債券 利付(20年)第61回 300,000,000 314,754,000 日庫債券 利付(20年)第62回 440,000,000 458,942,000 日庫債券 利付(20年)第63回 300,000,000 326,511,000 日庫債券 利付(20年)第64回 400,000,000 439,152,000 日庫債券 利付(20年)第66回 300,000,000 329,403,000 日庫債券 利付(20年)第66回 300,000,000 329,403,000 日庫債券 利付(20年)第66回 300,000,000 325,971,600 日庫債券 利付(20年)第69回 560,000,000 626,500,000 日庫債券 利付(20年)第69回 560,000,000 626,500,000 日庫債券 利付(20年)第70回 540,000,000 616,210,200 日庫債券 利付(20年)第72回 540,000,000 757,267,500 日庫債券 利付(20年)第73回 1,600,000,000 1,807,264,000 日庫債券 利付(20年)第73回 1,600,000,000 1,807,264,000 日庫債券 利付(20年)第76回 1,000,000 1,807,264,000 日庫債券 利付(20年)第77回 700,000,000 1,027,035,100 日庫債券 利付(20年)第77回 700,000,000 794,437,000 日庫債券 利付(20年)第78回 910,000,000 1,027,035,100 日庫債券 利付(20年)第79回 860,000,000 906,776,000 日庫債券 利付(20年)第79回 900,000,000 1,027,035,100 日庫債券 利付(20年)第80回 900,000,000 1,031,931,000 日庫債券 利付(20年)第80回 900,000,000 1,585,898,300 日庫債券 利付(20年)第80回 900,000,000 1,585,898,300 日庫債券 利付(20年)第82回 820,000,000 944,582,600 日庫債券 利付(20年)第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 日庫債券 利付(20年)第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 日庫債券 利付(20年)第85回 1,370,000,000 1,585,898,300 日庫債券 利付(20年)第85回 1,370,000,000 1,380,624,000	国庫債券	利付(20年)第55回	231, 000, 000	247, 269, 330
国庫債券 利付 (2 0 年) 第 5 8 回 180,000,000 193,928,400 回車債券 利付 (2 0 年) 第 6 0 回 780,000,000 247,132,700 回車債券 利付 (2 0 年) 第 6 1 回 300,000,000 314,754,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 6 1 回 300,000,000 314,754,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 6 2 回 440,000,000 458,942,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 6 3 回 300,000,000 326,511,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 6 5 回 455,000,000 501,887,750 回車債券 利付 (2 0 年) 第 6 6 回 300,000,000 329,403,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 6 7 回 310,000,000 325,971,600 回車債券 利付 (2 0 年) 第 6 8 回 290,000,000 325,971,600 回車債券 利付 (2 0 年) 第 6 8 回 290,000,000 325,971,600 回車債券 利付 (2 0 年) 第 7 1 回 200,000,000 626,500,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 7 2 回 540,000,000 757,267,500 回車債券 利付 (2 0 年) 第 7 3 回 1,600,000,000 1,807,264,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 7 3 回 1,600,000,000 1,476,280,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 600,000,000 1,476,280,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 600,000,000 1,027,035,100 回車債券 利付 (2 0 年) 第 7 7 回 910,000,000 1,027,035,100 回車債券 利付 (2 0 年) 第 7 8 回 910,000,000 794,437,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 8 8 回 900,000,000 1,031,931,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 8 8 回 900,000,000 1,31,931,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 8 8 回 900,000,000 1,585,898,300 回車債券 利付 (2 0 年) 第 8 1回 360,000,000 1,585,898,300 回車債券 利付 (2 0 年) 第 8 2 回 820,000,000 1,585,898,300 回車債券 利付 (2 0 年) 第 8 1回 360,000,000 1,585,898,300 回車債券 利付 (2 0 年) 第 8 3 回 1,370,000,000 1,380,624,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 8 3 回 1,370,000,000 1,380,624,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 8 3 回 1,370,000,000 1,585,898,300 回車債券 利付 (2 0 年) 第 8 3 回 1,370,000,000 1,380,624,000 回車債券 利付 (2 0 年) 第 8 3 回 1,370,000,000 1,380,624,000	国庫債券	利付(20年)第56回	120, 000, 000	129, 080, 400
国庫債券 利付 (2 0 年) 第 5 9 回 230,000,000 247,132,700 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 0 回 780,000,000 828,679,800 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 1 回 300,000,000 314,754,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 2 回 440,000,000 458,942,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 3 回 300,000,000 326,511,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 5 回 455,000,000 501,887,750 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 6 回 300,000,000 329,403,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 7 回 310,000,000 325,971,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 9 回 560,000,000 325,971,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 9 回 560,000,000 626,500,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 0 回 540,000,000 626,500,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 2 回 670,000,000 757,267,500 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 4 回 1,300,000,000 1,807,264,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 4 回 1,300,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 600,000,000 684,732,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 7 回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 8 回 910,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 8 回 800,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 8 回 900,000,000 1,01,01,01,01,01,01,01,01,01,01,01,01,01	国庫債券	利付(20年)第57回	210, 000, 000	225, 151, 500
国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 0 回 780,000,000 828,679,800	国庫債券	利付(20年)第58回	180, 000, 000	193, 928, 400
国庫債券 利付(20年)第61回 300,000,000 314,754,000 国庫債券 利付(20年)第62回 440,000,000 458,942,000 国庫債券 利付(20年)第63回 300,000,000 326,511,000 国庫債券 利付(20年)第64回 400,000,000 439,152,000 国庫債券 利付(20年)第66回 300,000,000 329,403,000 国庫債券 利付(20年)第66回 300,000,000 329,403,000 国庫債券 利付(20年)第68回 290,000,000 325,971,600 国庫債券 利付(20年)第69回 560,000,000 626,500,000 国庫債券 利付(20年)第70回 540,000,000 616,210,200 国庫債券 利付(20年)第71回 200,000,000 226,008,000 国庫債券 利付(20年)第73回 1,600,000,000 757,267,500 国庫債券 利付(20年)第74回 1,300,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付(20年)第74回 1,300,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付(20年)第75回 600,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付(20年)第76回 910,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付(20年)第77回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付(20年)第78回 900,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付(20年)第79回 860,000,000 906,776,000 国庫債券 利付(20年)第80回 1,027,035,100 国庫債券 利付(20年)第80回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付(20年)第80回 900,000,000 1,585,880 国庫債券 利付(20年)第81回 360,000,000 944,582,600 国庫債券 利付(20年)第82回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付(20年)第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第84回 1,200,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第85回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付(20年)第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付(20年)第85回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第85回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付(20年)第85回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第85回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第85回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付(20年)第85回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付(20年)第85回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付(20年)第85回 1,200,000,000 1,380,624,000	国庫債券	利付(20年)第59回	230, 000, 000	247, 132, 700
国庫債券 利付 (2 0 年) 第6 2 回 440,000,000 458,942,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第6 3 回 300,000,000 326,511,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第6 4 回 400,000,000 439,152,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第6 5 回 455,000,000 501,887,750 国庫債券 利付 (2 0 年) 第6 6 回 300,000,000 329,403,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第6 7 回 310,000,000 325,971,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第6 8 回 290,000,000 325,971,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第7 0 回 540,000,000 616,210,200 国庫債券 利付 (2 0 年) 第7 1 回 200,000,000 757,267,500 国庫債券 利付 (2 0 年) 第7 3 回 1,600,000,000 1,807,264,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第7 4 回 1,300,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第7 5 回 600,000,000 684,732,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第7 7 回 700,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付 (2 0 年) 第7 8 回 910,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第7 8 回 900,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第7 8 回 800,000,000 906,776,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第8 8 回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第8 8 回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第8 8 回 900,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第8 2 回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第8 4 回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0 年) 第8 4 回 1,200,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0 年) 第8 4 回 1,200,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0 年) 第8 5 回 400,000,000 1,380,624,000 日国庫債券 利付 (2 0 年) 第8 5 回 400,000,000 1,380,624,000 日国庫債券 利付 (2 0 年) 第8 5 回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第60回	780, 000, 000	828, 679, 800
国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 3 回 300,000,000 326,511,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 4 回 400,000,000 439,152,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 5 回 455,000,000 501,887,750 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 6 回 300,000,000 329,403,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 8 回 290,000,000 325,971,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 9 回 560,000,000 626,500,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 1 回 200,000,000 757,267,500 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 2 回 670,000,000 757,267,500 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 4 回 1,300,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 600,000,000 684,732,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 1,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 600,000,000 684,732,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 7 回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 8 回 910,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 8 回 800,000,000 906,776,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回 360,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 2 回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 3 回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 5 回 400,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 5 回 400,000,000 1,380,624,000	国庫債券	利付(20年)第61回	300, 000, 000	314, 754, 000
国庫債券 利付 (2 0年) 第6 4回 400,000,000 439,152,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第6 5回 455,000,000 501,887,750 国庫債券 利付 (2 0年) 第6 6回 300,000,000 329,403,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第6 7回 310,000,000 343,532,700 国庫債券 利付 (2 0年) 第6 8回 290,000,000 325,971,600 国庫債券 利付 (2 0年) 第6 9回 560,000,000 626,500,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第7 1回 200,000,000 226,008,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第7 2回 670,000,000 757,267,500 国庫債券 利付 (2 0年) 第7 3回 1,600,000,000 1,807,264,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第7 4回 1,300,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第7 5回 600,000,000 684,732,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第7 6回 910,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第7 7回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第7 8回 800,000,000 906,776,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第8 8回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第8 9回 900,000,000 412,243,200 国庫債券 利付 (2 0年) 第8 1回 360,000,000 412,243,200 国庫債券 利付 (2 0年) 第8 1回 360,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0年) 第8 4回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第8 4回 1,200,000,000 1,380,624,000	国庫債券	利付(20年)第62回	440, 000, 000	458, 942, 000
国庫債券 利付 (2 0年) 第6 5回 455,000,000 501,887,750   国庫債券 利付 (2 0年) 第6 6回 300,000,000 329,403,000   国庫債券 利付 (2 0年) 第6 7回 310,000,000 325,971,600   国庫債券 利付 (2 0年) 第6 8回 290,000,000 325,971,600   国庫債券 利付 (2 0年) 第6 9回 560,000,000 626,500,000   国庫債券 利付 (2 0年) 第7 1回 200,000,000 226,008,000   国庫債券 利付 (2 0年) 第7 2回 670,000,000 757,267,500   国庫債券 利付 (2 0年) 第7 3回 1,600,000,000 1,807,264,000   国庫債券 利付 (2 0年) 第7 4回 1,300,000,000 1,476,280,000   国庫債券 利付 (2 0年) 第7 5回 600,000,000 1,476,280,000   国庫債券 利付 (2 0年) 第7 6回 910,000,000 1,027,035,100   国庫債券 利付 (2 0年) 第7 7回 700,000,000 794,437,000   国庫債券 利付 (2 0年) 第7 7回 800,000,000 794,437,000   国庫債券 利付 (2 0年) 第7 9回 800,000,000 906,776,000   国庫債券 利付 (2 0年) 第8 9回 900,000,000 1,031,931,000   国庫債券 利付 (2 0年) 第8 1回 360,000,000 944,582,600   国庫債券 利付 (2 0年) 第8 2回 820,000,000 944,582,600   国庫債券 利付 (2 0年) 第8 4回 1,200,000,000 1,380,624,000   国庫債券 利付 (2 0年) 第8 5回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第63回	300, 000, 000	326, 511, 000
国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 6 回 300,000,000 329,403,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 7 回 310,000,000 343,532,700 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 8 回 290,000,000 325,971,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 0 回 540,000,000 626,500,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 1 回 200,000,000 226,008,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 2 回 670,000,000 757,267,500 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 4 回 1,300,000,000 1,807,264,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 600,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 6 回 910,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 7 回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 8 回 800,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回 360,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回 360,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 2 回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 3 回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 5 回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第64回	400, 000, 000	439, 152, 000
国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 7 回 310,000,000 343,532,700 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 8 回 290,000,000 325,971,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 9 回 560,000,000 626,500,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 1 回 200,000,000 757,267,500 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 3 回 1,600,000,000 1,807,264,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 4 回 1,300,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 600,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 7 回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 8 回 800,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 8 回 900,000,000 906,776,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 8 0回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 8 1回 360,000,000 942,5800 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1回 360,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 2 回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 3 回 1,370,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 5 回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第65回	455, 000, 000	501, 887, 750
国庫債券 利付(20年)第68回 290,000,000 325,971,600 国庫債券 利付(20年)第69回 560,000,000 626,500,000 国庫債券 利付(20年)第70回 540,000,000 616,210,200 国庫債券 利付(20年)第71回 200,000,000 757,267,500 国庫債券 利付(20年)第73回 1,600,000,000 1,807,264,000 国庫債券 利付(20年)第74回 1,300,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付(20年)第76回 910,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付(20年)第77回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付(20年)第78回 800,000,000 794,437,000 国庫債券 利付(20年)第78回 800,000,000 906,776,000 国庫債券 利付(20年)第88回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付(20年)第88回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付(20年)第88回 900,000,000 1,531,931,000 国庫債券 利付(20年)第88回 900,000,000 1,535,898,300 国庫債券 利付(20年)第88回 900,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第88回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付(20年)第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付(20年)第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付(20年)第84回 1,200,000,000 1,380,624,000	国庫債券	利付(20年)第66回	300, 000, 000	329, 403, 000
国庫債券 利付 (2 0 年) 第 6 9 回 560,000,000 626,500,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 0 回 540,000,000 616,210,200 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 1 回 200,000,000 226,008,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 2 回 670,000,000 757,267,500 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 4 回 1,300,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 600,000,000 684,732,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 6 回 910,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 7 回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 9 回 860,000,000 906,776,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回 360,000,000 412,243,200 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 2 回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 3 回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第67回	310, 000, 000	343, 532, 700
国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 0 回 540,000,000 616,210,200	国庫債券	利付(20年)第68回	290, 000, 000	325, 971, 600
国庫債券 利付 (2 0年) 第 7 1回 200,000,000 226,008,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第 7 2回 670,000,000 757,267,500 国庫債券 利付 (2 0年) 第 7 3回 1,600,000,000 1,807,264,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第 7 4回 1,300,000,000 1,476,280,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第 7 5回 600,000,000 684,732,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第 7 6回 910,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付 (2 0年) 第 7 7回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第 7 8回 800,000,000 906,776,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第 8 0回 900,000,000 980,425,800 国庫債券 利付 (2 0年) 第 8 0回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第 8 1回 360,000,000 412,243,200 国庫債券 利付 (2 0年) 第 8 2回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (2 0年) 第 8 3回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (2 0年) 第 8 4回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (2 0年) 第 8 4回 1,200,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第69回	560, 000, 000	626, 500, 000
国庫債券 利付 (20年) 第72回 670,000,000 757,267,500  国庫債券 利付 (20年) 第73回 1,600,000,000 1,807,264,000  国庫債券 利付 (20年) 第74回 1,300,000,000 1,476,280,000  国庫債券 利付 (20年) 第75回 600,000,000 684,732,000  国庫債券 利付 (20年) 第76回 910,000,000 1,027,035,100  国庫債券 利付 (20年) 第77回 700,000,000 794,437,000  国庫債券 利付 (20年) 第79回 800,000,000 906,776,000  国庫債券 利付 (20年) 第79回 860,000,000 980,425,800  国庫債券 利付 (20年) 第80回 900,000,000 1,031,931,000  国庫債券 利付 (20年) 第81回 360,000,000 412,243,200  国庫債券 利付 (20年) 第83回 1,370,000,000 944,582,600  国庫債券 利付 (20年) 第83回 1,370,000,000 1,585,898,300  国庫債券 利付 (20年) 第84回 1,200,000,000 1,380,624,000  国庫債券 利付 (20年) 第84回 1,200,000,000 1,380,624,000	国庫債券	利付(20年)第70回	540, 000, 000	616, 210, 200
国庫債券 利付 (20年)第73回 1,600,000,000 1,807,264,000 日庫債券 利付 (20年)第74回 1,300,000,000 1,476,280,000 日庫債券 利付 (20年)第75回 600,000,000 684,732,000 日庫債券 利付 (20年)第76回 910,000,000 794,437,000 日庫債券 利付 (20年)第77回 700,000,000 794,437,000 日庫債券 利付 (20年)第78回 800,000,000 906,776,000 日庫債券 利付 (20年)第79回 860,000,000 980,425,800 日庫債券 利付 (20年)第80回 900,000,000 1,031,931,000 日庫債券 利付 (20年)第81回 360,000,000 412,243,200 日庫債券 利付 (20年)第82回 820,000,000 944,582,600 日庫債券 利付 (20年)第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 日庫債券 利付 (20年)第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 日庫債券 利付 (20年)第84回 1,200,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第71回	200, 000, 000	226, 008, 000
国庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 4 回 1,300,000,000 1,476,280,000 日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 5 回 600,000,000 684,732,000 日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 6 回 910,000,000 1,027,035,100 日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 7 回 700,000,000 794,437,000 日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 8 回 800,000,000 906,776,000 日庫債券 利付 (2 0 年) 第 7 9 回 860,000,000 980,425,800 日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 0 回 900,000,000 1,031,931,000 日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 1 回 360,000,000 412,243,200 日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 2 回 820,000,000 944,582,600 日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 3 回 1,370,000,000 1,585,898,300 日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 4 回 1,200,000,000 1,380,624,000 日庫債券 利付 (2 0 年) 第 8 5 回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第72回	670, 000, 000	757, 267, 500
国庫債券 利付 (20年) 第75回 600,000,000 684,732,000 国庫債券 利付 (20年) 第76回 910,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付 (20年) 第77回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (20年) 第79回 800,000,000 906,776,000 国庫債券 利付 (20年) 第80回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (20年) 第81回 360,000,000 412,243,200 国庫債券 利付 (20年) 第82回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (20年) 第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (20年) 第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (20年) 第85回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第73回	1, 600, 000, 000	1, 807, 264, 000
国庫債券 利付 (20年) 第76回 910,000,000 1,027,035,100 国庫債券 利付 (20年) 第77回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (20年) 第78回 800,000,000 906,776,000 国庫債券 利付 (20年) 第79回 860,000,000 980,425,800 国庫債券 利付 (20年) 第80回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (20年) 第81回 360,000,000 412,243,200 国庫債券 利付 (20年) 第82回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (20年) 第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (20年) 第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (20年) 第85回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第74回	1, 300, 000, 000	1, 476, 280, 000
国庫債券 利付 (20年) 第77回 700,000,000 794,437,000 国庫債券 利付 (20年) 第78回 800,000,000 906,776,000 国庫債券 利付 (20年) 第79回 860,000,000 980,425,800 国庫債券 利付 (20年) 第80回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (20年) 第81回 360,000,000 412,243,200 国庫債券 利付 (20年) 第82回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (20年) 第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (20年) 第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (20年) 第85回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第75回	600, 000, 000	684, 732, 000
国庫債券 利付 (20年)第78回 800,000,000 906,776,000 国庫債券 利付 (20年)第79回 860,000,000 980,425,800 国庫債券 利付 (20年)第80回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (20年)第81回 360,000,000 412,243,200 国庫債券 利付 (20年)第82回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (20年)第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (20年)第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (20年)第85回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第76回	910, 000, 000	1, 027, 035, 100
国庫債券 利付 (20年) 第79回 860,000,000 980,425,800 国庫債券 利付 (20年) 第80回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (20年) 第81回 360,000,000 412,243,200 国庫債券 利付 (20年) 第82回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (20年) 第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (20年) 第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (20年) 第85回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第77回	700, 000, 000	794, 437, 000
国庫債券 利付 (20年) 第80回 900,000,000 1,031,931,000 国庫債券 利付 (20年) 第81回 360,000,000 412,243,200 国庫債券 利付 (20年) 第82回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (20年) 第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (20年) 第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (20年) 第85回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第78回	800, 000, 000	906, 776, 000
国庫債券 利付 (20年) 第81回 360,000,000 412,243,200 国庫債券 利付 (20年) 第82回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (20年) 第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (20年) 第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (20年) 第85回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第79回	860, 000, 000	980, 425, 800
国庫債券 利付 (20年) 第82回 820,000,000 944,582,600 国庫債券 利付 (20年) 第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (20年) 第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (20年) 第85回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第80回	900, 000, 000	1, 031, 931, 000
国庫債券 利付 (20年) 第83回 1,370,000,000 1,585,898,300 国庫債券 利付 (20年) 第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (20年) 第85回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第81回	360, 000, 000	412, 243, 200
国庫債券 利付 (20年) 第84回 1,200,000,000 1,380,624,000 国庫債券 利付 (20年) 第85回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第82回	820, 000, 000	944, 582, 600
国庫債券 利付 (20年) 第85回 400,000,000 465,108,000	国庫債券	利付(20年)第83回	1, 370, 000, 000	1, 585, 898, 300
	国庫債券	利付(20年)第84回	1, 200, 000, 000	1, 380, 624, 000
国庫債券 利付 (20年) 第86回 1,400,000,000 1,648,360,000	国庫債券	利付(20年)第85回	400, 000, 000	465, 108, 000
	国庫債券	利付(20年)第86回	1, 400, 000, 000	1, 648, 360, 000

国庫債券	利付(20年)	第87回	500, 000, 000	585, 040, 000	
国庫債券	利付 (20年)	第88回	1, 100, 000, 000	1, 301, 003, 000	
国庫債券	利付 (20年)	第89回	470, 000, 000	552, 325, 200	
国庫債券	利付 (20年)	第90回	1, 500, 000, 000	1, 770, 270, 000	
国庫債券	利付 (20年)	第91回	250, 000, 000	297, 000, 000	
国庫債券	利付 (20年)	第92回	1, 550, 000, 000	1, 824, 350, 000	
国庫債券	利付 (20年)	第93回	300, 000, 000	351, 816, 000	
国庫債券	利付 (20年)	第94回	200, 000, 000	236, 204, 000	
国庫債券	利付 (20年)	第95回	700, 000, 000	841, 519, 000	
国庫債券	利付 (20年)	第96回	400, 000, 000	474, 028, 000	
国庫債券	利付 (20年)	第97回	1, 300, 000, 000	1, 557, 153, 000	
国庫債券	利付 (20年)	第98回	300, 000, 000	356, 706, 000	
国庫債券	利付 (20年)	第99回	2, 100, 000, 000	2, 504, 901, 000	
国庫債券	利付(20年)	第100	1, 520, 000, 000	1, 831, 828, 000	
国庫債券	利付(20年)	第101	250, 000, 000	305, 920, 000	
国庫債券	利付(20年)	第102	500, 000, 000	613, 720, 000	
国庫債券	利付(20年)	第103	600, 000, 000	730, 770, 000	
国庫債券回	利付 (20年)	第104	400, 000, 000	479, 580, 000	
国庫債券回	利付 (20年)	第105	1, 900, 000, 000	2, 284, 693, 000	
国庫債券回	利付 (20年)	第106	400, 000, 000	484, 884, 000	
国庫債券回	利付 (20年)	第107	300, 000, 000	361, 749, 000	
国庫債券回	利付 (20年)	第108	1, 600, 000, 000	1, 897, 440, 000	
国庫債券回	利付 (20年)	第109	900, 000, 000	1, 070, 325, 000	
国庫債券回	利付(20年)	第110	1, 100, 000, 000	1, 330, 615, 000	
国庫債券回	利付(20年)	第111	800, 000, 000	978, 656, 000	
国庫債券回	利付(20年)	第112	1, 800, 000, 000	2, 183, 184, 000	
国庫債券回	利付(20年)	第113	2, 000, 000, 000	2, 433, 320, 000	
国庫債券	利付 (20年)	第114	1, 700, 000, 000	2, 073, 405, 000	

国庫債券 回	利付	(20年)	第115	1, 000, 000, 000	1, 230, 550, 000	
国庫債券	利付	(20年)	第116	1, 100, 000, 000	1, 357, 719, 000	
国庫債券	利付	(20年)	第117	1, 400, 000, 000	1, 712, 424, 000	
国庫債券	利付	(20年)	第118	500, 000, 000	607, 330, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第119	800, 000, 000	953, 552, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第120	800, 000, 000	935, 376, 000	
国庫債券	利付	(20年)	第121	1, 700, 000, 000	2, 049, 520, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第122	1, 100, 000, 000	1, 313, 411, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第123	1, 500, 000, 000	1, 848, 135, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第124	1, 000, 000, 000	1, 220, 280, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第125	900, 000, 000	1, 122, 597, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第126	1, 000, 000, 000	1, 223, 250, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第127	1, 200, 000, 000	1, 453, 464, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第128	1, 300, 000, 000	1, 577, 225, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第129	800, 000, 000	960, 800, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第130	1, 400, 000, 000	1, 683, 794, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第131	800, 000, 000	952, 192, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第132	1, 300, 000, 000	1, 550, 068, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第133	1, 400, 000, 000	1, 687, 084, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第134	1, 400, 000, 000	1, 689, 114, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第135	700, 000, 000	835, 520, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第136	700, 000, 000	826, 490, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第137	1, 000, 000, 000	1, 195, 620, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第138	800, 000, 000	935, 488, 000	

国庫債券 回	利付	(20年)	第139	700, 000, 000	827, 743, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第140	2, 300, 000, 000	2, 754, 411, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第141	2, 600, 000, 000	3, 116, 360, 000	
国庫債券	利付	(20年)	第142	950, 000, 000	1, 151, 552, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第143	1, 300, 000, 000	1, 541, 462, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第144	1, 300, 000, 000	1, 523, 574, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第145	2, 300, 000, 000	2, 762, 829, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第146	2, 400, 000, 000	2, 886, 936, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第147	2, 200, 000, 000	2, 616, 218, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第148	1, 700, 000, 000	1, 997, 466, 000	
国庫債券	利付	(20年)	第149	2, 400, 000, 000	2, 822, 400, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第150	2, 430, 000, 000	2, 821, 473, 000	
国庫債券	利付	(20年)	第151	2, 700, 000, 000	3, 052, 404, 000	
国庫債券	利付	(20年)	第152	2, 400, 000, 000	2, 711, 544, 000	
国庫債券	利付	(20年)	第153	2, 450, 000, 000	2, 806, 524, 000	
国庫債券	利付	(20年)	第154	3, 000, 000, 000	3, 387, 450, 000	
国庫債券	利付	(20年)	第155	2, 800, 000, 000	3, 069, 892, 000	
国庫債券	利付	(20年)	第156	2, 900, 000, 000	2, 886, 022, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第157	3, 200, 000, 000	3, 070, 208, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第158	2, 800, 000, 000	2, 820, 692, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第159	2, 700, 000, 000	2, 762, 829, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第160	2, 300, 000, 000	2, 388, 895, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第161	2, 100, 000, 000	2, 140, 992, 000	
国庫債券回	利付	(20年)	第162	1, 700, 000, 000	1, 730, 617, 000	

		国庫債券 利付(20年)第163回	1, 900, 000, 000	1, 929, 621, 000
		国庫債券 利付(20年)第164回	2, 600, 000, 000	2, 588, 612, 000
		国庫債券 利付(20年)第165回	2, 200, 000, 000	2, 186, 382, 000
		国庫債券 利付(20年)第166回	2, 000, 000, 000	2, 058, 940, 000
		メキシコ合衆国 第22回円貨社債 (2016)	300, 000, 000	302, 028, 000
		ポーランド共和国 第15回円貨債券(2013)	100, 000, 000	100, 767, 000
	小計	銘柄数:264	481, 121, 000, 000	524, 869, 468, 410
		組入時価比率:80.0%		80. 7%
	合計	I		524, 869, 468, 410
地方債証券	日本円	東京都 公募第685回	100, 000, 000	101, 665, 000
		東京都 公募第690回	200, 000, 000	205, 078, 000
		東京都 公募第703回	100, 000, 000	102, 930, 000
		東京都 公募第707回	100, 000, 000	102, 774, 000
		東京都 公募第708回	100, 000, 000	103, 064, 000
		東京都 公募第710回	100, 000, 000	102, 784, 000
		東京都 公募第712回	100, 000, 000	102, 834, 000
		東京都 公募第715回	100, 000, 000	102, 980, 000
		東京都 公募第716回	200, 000, 000	206, 040, 000
		東京都 公募第731回	100, 000, 000	103, 278, 000
		東京都 公募第745回	300, 000, 000	310, 314, 000
		東京都 公募第760回	100, 000, 000	100, 271, 000
		東京都 公募第761回	100, 000, 000	100, 503, 000
		東京都 公募第769回	500, 000, 000	506, 765, 000
		東京都 公募(30年)第7回	100, 000, 000	133, 000, 000
		東京都 公募第10回	200, 000, 000	260, 258, 000
		東京都 公募第1回	300, 000, 000	320, 664, 000
		東京都 公募(20年)第3回	200, 000, 000	223, 604, 000
		東京都 公募第7回	100, 000, 000	114, 552, 000
		東京都 公募(20年)第16回	200, 000, 000	235, 858, 000
		東京都 公募(20年)第17回	200, 000, 000	237, 430, 000
		東京都 公募第23回	100, 000, 000	121, 514, 000

神神神神神神神神神大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	事第196回         事第200回         事第206回         事第206回         事第210回         事第231回         事第7回         第337回         第337回         第336回         第336回         第338回         第381回         第381回         第389回         第389回         第417回         第5回         第8回         第8回	200, 000, 000  100, 000, 000  100, 000, 0	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000 102, 602, 000 103, 161, 000 107, 545, 360 103, 493, 000 103, 499, 000 103, 664, 000 103, 590, 000 308, 721, 000 103, 047, 000 103, 477, 980 180, 018, 510 120, 770, 000 118, 193, 000	
神神神神神神神神神神大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	募第200回         募第206回         募第206回         募第210回         募第231回         募第231回         募第7回         第337回         第336回         第356回         第378回         第381回         第382回         第384回         第389回         第389回         第417回         第429回         第5回	100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 00	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000 102, 602, 000 103, 161, 000 107, 545, 360 103, 493, 000 103, 499, 000 103, 664, 000 103, 590, 000 308, 721, 000 103, 047, 000 103, 477, 980 180, 018, 510 120, 770, 000	
神神神神神神神神神神大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	募第200回         募第206回         募第206回         募第210回         募第231回         募第231回         募第7回         第337回         第336回         第356回         第378回         第381回         第382回         第384回         第389回         第389回         第417回         第429回	100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 00	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000 102, 602, 000 103, 161, 000 107, 545, 360 103, 493, 000 103, 499, 000 103, 664, 000 103, 590, 000 308, 721, 000 103, 047, 000 103, 477, 980 180, 018, 510	
神神神神神神神神神神大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	募第200回         募第206回         募第206回         募第210回         募第231回         募第231回         募第7回         第337回         第336回         第356回         第378回         第381回         第382回         第384回         第387回         第389回         第417回	100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 00	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000 102, 602, 000 103, 161, 000 107, 545, 360 103, 493, 000 103, 499, 000 103, 664, 000 103, 590, 000 308, 721, 000 103, 047, 000 103, 477, 980	
神神神神神神神神神神神大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	募第200回         募第205回         募第206回         募第210回         募第231回         募第231回         募第7回         第337回         第346回         第356回         第378回         第381回         第382回         第384回         第387回         第389回	100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 00	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000 102, 602, 000 103, 161, 000 107, 545, 360 103, 493, 000 103, 499, 000 103, 664, 000 103, 590, 000 308, 721, 000 103, 047, 000	
神神神神神神神神神神神大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	募第200回         募第205回         募第206回         募第210回         募第231回         募第231回         募第7回         第337回         第336回         第356回         第378回         第381回         第382回         第384回         第387回         第387回         第387回	100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 00	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000 102, 602, 000 103, 161, 000 107, 545, 360 103, 493, 000 103, 499, 000 103, 664, 000 103, 590, 000 308, 721, 000	
神神神神神神神神神神大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	募第200回         募第205回         募第206回         募第210回         募第231回         募第231回         募第7回         第337回         第346回         第356回         第378回         第381回         第382回         第384回         第384回         第384回	100, 000, 000  100, 000, 000  100, 000, 0	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000 102, 602, 000 103, 161, 000 107, 545, 360 103, 493, 000 103, 499, 000 103, 664, 000 103, 590, 000	
神神神神神神神神神神神大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	募第200回         募第205回         募第206回         募第210回         募第231回         募第7回         第337回         第346回         第356回         第378回         第381回         第382回         第383回	100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 00	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000 102, 602, 000 103, 161, 000 107, 545, 360 103, 493, 000 103, 499, 000 103, 664, 000	
神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神	募第200回       募第205回       募第206回       募第210回       募第231回       募第7回       第337回       第346回       第356回       第378回       第381回       第382回	100, 000, 000  100, 000, 000  100, 000, 0	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000 102, 602, 000 103, 161, 000 107, 545, 360 103, 493, 000 103, 499, 000	
神奈川県 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	募第200回       募第205回       募第206回       募第210回       募第231回       募第7回       第337回       第346回       第378回       第378回       第381回	100, 000, 000  100, 000, 000  100, 000, 0	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000 102, 602, 000 103, 161, 000 107, 545, 360 103, 493, 000	
神奈川県 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	募第200回       募第205回       募第206回       募第210回       募第231回       募第7回       第337回       第346回       第356回	100, 000, 000  100, 000, 000  100, 000, 0	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000 102, 602, 000 103, 161, 000 107, 545, 360	
神奈川県 2 神奈川県 2 神奈川県 2 神奈川県 2 神奈川県 4 神奈川県 県 2 4 神奈川県 県 2 4 4 神奈川県 2 4 4 神奈川県 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	募第200回       募第205回       募第206回       募第210回       募第231回       募第7回       第337回       第346回       第356回	100, 000, 000  100, 000, 000  100, 000, 0	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000 102, 602, 000 103, 161, 000	
神奈川県 至 大阪府	募第200回 募第205回 募第206回 募第210回 募第231回 募第337回	100, 000, 000  100, 000, 000  100, 000, 0	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000 203, 858, 000	
神奈川県 至	募第200回       募第205回       募第206回       募第210回       募第231回       募第(30年)第3回       募第7回	100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 000 200, 000, 000 200, 000, 000 100, 000, 000 300, 000, 000	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000 353, 598, 000	
神奈川県 至	募第200回 募第205回 募第206回 募第210回 募第231回 募(30年)第3回	100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 000 200, 000, 000 200, 000, 000 100, 000, 000	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000 134, 534, 000	
神奈川県 2	募第200回 募第205回 募第206回 募第210回 募第231回	100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 000 200, 000, 000 200, 000, 000	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000 202, 140, 000	
神奈川県 2	募第200回 募第205回 募第206回 募第210回	100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 00	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000 205, 292, 000	
神奈川県 至神奈川県 至神奈川県 至神奈川県 至神奈川県 至神奈川県 至神奈川県 至	募第200回 募第205回 募第206回	100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 00	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000 103, 542, 000	
神奈川県 位神奈川県 位神奈川県 位神奈川県 位神奈川県 位	募第200回 募第205回	100, 000, 000 100, 000, 000 100, 000, 00	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000 103, 430, 000	
神奈川県 位神奈川県 位神奈川県 位神奈川県 位	募第200回	100, 000, 000	206, 716, 000 102, 821, 000 103, 873, 000	
神奈川県 五神奈川県 五神奈川県 五		100, 000, 000	206, 716, 000 102, 821, 000	
神奈川県 位神奈川県 位	募第196回		206, 716, 000	
神奈川県		200, 000, 000		
	募第188回			
呂	·募第184回	100, 000, 000	102, 510, 000	
	第32回2号	100, 000, 000	100, 581, 000	
北海道 公募	平成29年度第6回	700, 000, 000	699, 867, 000	
北海道 公募	平成29年度第5回	200, 000, 000	201, 438, 000	
北海道 公募	平成28年度第13回	200, 000, 000	200, 032, 000	
北海道 公募	平成27年度第7回	100, 000, 000	103, 442, 000	
北海道 公募	平成26年度第13回	100, 000, 000	102, 716, 000	
北海道 公募	平成25年度第1回	300, 000, 000	307, 407, 000	
北海道 公募	平成24年度第9回	100, 000, 000	102, 995, 000	
北海道 公募	平成24年度第6回	100, 000, 000		

大阪府	公募(5年)第141回	230, 000, 000	229, 880, 400
京都府	公募平成24年度第2回	100, 000, 000	103, 134, 000
京都府	公募平成24年度第6回	100, 000, 000	103, 012, 000
京都府	公募平成26年度第5回	100, 000, 000	114, 434, 000
京都府	公募平成26年度第7回	200, 000, 000	206, 368, 000
兵庫県	公募平成22年度第1回	100, 000, 000	101, 909, 000
兵庫県	公募平成26年度第17回	100, 000, 000	102, 780, 000
兵庫県	公募(30年)第2回	100, 000, 000	130, 957, 000
兵庫県	公募(15年)第1回	300, 000, 000	336, 984, 000
兵庫県	公募(15年)第3回	100, 000, 000	110, 575, 000
兵庫県	公募(12年)第3回	300, 000, 000	310, 446, 000
兵庫県	公募第2回	100, 000, 000	119, 570, 000
兵庫県	公募第9回	100, 000, 000	121, 199, 000
兵庫県	公募(20年)第14回	100, 000, 000	117, 091, 000
静岡県	公募平成24年度第5回	100, 060, 000	103, 050, 793
静岡県	公募平成24年度第10回	100, 000, 000	102, 825, 000
静岡県	公募平成25年度第5回	101, 000, 000	105, 253, 110
静岡県	公募平成26年度第3回	165, 000, 000	170, 997, 750
静岡県	公募平成26年度第8回	100, 000, 000	103, 194, 000
静岡県	公募平成26年度第9回	200, 000, 000	206, 358, 000
静岡県	公募平成27年度第11回	115, 400, 000	116, 325, 508
静岡県	公募平成28年度第2回	300, 000, 000	301, 758, 000
静岡県	公募平成29年度第3回	100, 000, 000	100, 985, 000
静岡県	公募(20年)第11回	100, 000, 000	117, 944, 000
静岡県	公募(20年)第14回	100, 000, 000	117, 770, 000
愛知県	公募平成20年度第8回	100, 000, 000	118, 108, 000
愛知県	公募平成21年度第17回	100, 000, 000	101, 656, 000
愛知県	公募平成22年度第3回	100, 000, 000	101, 935, 000
愛知県	公募平成22年度第9回	100, 000, 000	102, 020, 000
愛知県	公募平成23年度第19回	100, 000, 000	103, 167, 000
愛知県	公募平成24年度第2回	100, 000, 000	103, 244, 000
愛知県 度第4回	公募 (20年) 平成24年 回	100, 000, 000	117, 113, 000
愛知県 度第14	公募(15年)平成24年 4回	400, 000, 000	443, 444, 000
愛知県	公募平成24年度第17回	100, 000, 000	119, 207, 000
	·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

愛知県 度第8回	公募 (30年) 平成25年	120, 000, 000	151, 658, 400
愛知県	公募平成26年度第8回	100, 000, 000	121, 862, 000
愛知県	公募平成26年度第13回	100, 000, 000	113, 057, 000
愛知県	公募平成27年度第15回	100, 000, 000	103, 234, 000
広島県	公募平成22年度第6回	300, 000, 000	307, 836, 000
広島県	公募平成24年度第4回	100, 000, 000	103, 132, 000
広島県	公募平成25年度第3回	200, 000, 000	207, 530, 000
広島県	公募平成26年度第5回	109, 650, 000	111, 809, 008
広島県	公募平成29年度第4回	111, 300, 000	112, 496, 475
埼玉県	公募平成22年度第2回	200, 000, 000	203, 872, 000
埼玉県	公募平成24年度第4回	300, 000, 000	308, 904, 000
埼玉県	公募平成25年度第4回	100, 000, 000	104, 185, 000
埼玉県	公募平成25年度第6回	148, 000, 000	153, 621, 040
埼玉県	公募平成25年度第10回	100, 000, 000	103, 424, 000
埼玉県	公募平成25年度第11回	100, 000, 000	103, 395, 000
埼玉県	公募平成26年度第3回	100, 000, 000	103, 573, 000
埼玉県	公募平成26年度第6回	200, 000, 000	206, 274, 000
埼玉県	公募平成26年度第7回	400, 000, 000	411, 216, 000
埼玉県	公募平成26年度第9回	100, 000, 000	102, 619, 000
埼玉県	公募平成27年度第9回	100, 000, 000	101, 685, 000
埼玉県	公募平成30年度第7回	200, 000, 000	200, 096, 000
福岡県	公募平成22年度第5回	100, 000, 000	101, 711, 000
福岡県	公募平成23年度第5回	100, 000, 000	102, 867, 000
福岡県	公募平成26年度第1回	100, 000, 000	103, 552, 000
福岡県	公募平成27年度第1回	300, 000, 000	311, 220, 000
福岡県	公募平成23年度第1回	100, 000, 000	111, 526, 000
福岡県 度第1回	公募(30年)平成19年	100, 000, 000	134, 688, 000
福岡県 度第1回	公募(30年)平成26年	100, 000, 000	122, 267, 000
福岡県 度第2回	公募(20年)平成20年	100, 000, 000	118, 206, 000
福岡県 度第2回	公募(20年)平成24年	100, 000, 000	116, 522, 000
千葉県	公募平成21年度第11回	180, 000, 000	182, 773, 800
千葉県	公募平成24度第1回	100, 000, 000	103, 466, 000
千葉県	公募平成24年度第2回	100, 000, 000	103, 070, 000
_			

千葉県 公募平成24年度第7回	100, 000, 000	102, 904, 000
千葉県 公募平成24年度第8回	100, 000, 000	103, 384, 000
千葉県 公募平成25年度第3回	100, 000, 000	103, 968, 000
千葉県 公募平成25年度第4回	100, 000, 000	104, 183, 000
千葉県 公募平成26年度第3回	200, 000, 000	206, 726, 000
千葉県 公募平成28年度第4回	200, 000, 000	200, 930, 000
千葉県 公募(20年)第8回	100, 000, 000	121, 267, 000
千葉県 公募(20年)第17回	100, 000, 000	113, 656, 000
群馬県 公募第8回	100, 000, 000	102, 981, 000
群馬県 公募第12回	100, 000, 000	103, 426, 000
群馬県 公募(20年)第3回	100, 000, 000	117, 090, 000
岐阜県 公募平成26年度第1回	186, 670, 000	192, 538, 904
大分県 公募平成23年度第1回	902, 000, 000	927, 436, 400
共同発行市場地方債 公募第82回	300, 000, 000	304, 623, 000
共同発行市場地方債 公募第84回	500, 000, 000	508, 605, 000
共同発行市場地方債 公募第85回	100, 000, 000	101, 913, 000
共同発行市場地方債 公募第88回	100, 000, 000	101, 835, 000
共同発行市場地方債 公募第89回	100, 000, 000	101, 717, 000
共同発行市場地方債 公募第92回	110, 000, 000	112, 150, 500
共同発行市場地方債 公募第93回	300, 000, 000	307, 449, 000
共同発行市場地方債 公募第94回	300, 000, 000	307, 710, 000
共同発行市場地方債 公募第96回	100, 000, 000	102, 887, 000
共同発行市場地方債 公募第101 回	300, 000, 000	308, 337, 000
共同発行市場地方債 公募第102 回	150, 000, 000	154, 215, 000
共同発行市場地方債 公募第103 回	100, 000, 000	102, 810, 000
共同発行市場地方債 公募第104 回	200, 000, 000	205, 962, 000
共同発行市場地方債 公募第108 回	200, 000, 000	206, 494, 000
共同発行市場地方債 公募第110 回	200, 000, 000	206, 004, 000
共同発行市場地方債 公募第111 回	200, 000, 000	206, 148, 000
共同発行市場地方債 公募第112 回	100, 000, 000	102, 968, 000
共同発行市場地方債 公募第113 回	800, 000, 000	822, 240, 000

共同発行市場地方債 回	公募第114	243, 700, 000	251, 074, 362	
共同発行市場地方債 回	公募第115	100, 000, 000	103, 021, 000	
共同発行市場地方債 回	公募第116	200, 000, 000	206, 174, 000	
共同発行市場地方債 回	公募第118	100, 000, 000	103, 384, 000	
共同発行市場地方債 回	公募第119	200, 000, 000	206, 572, 000	
共同発行市場地方債 · 回	公募第120	300, 000, 000	308, 514, 000	
共同発行市場地方債 · 回	公募第121	100, 000, 000	102, 424, 000	
上 共同発行市場地方債 回	公募第122	400, 000, 000	410, 788, 000	
上 共同発行市場地方債 回	公募第124	100, 000, 000	104, 137, 000	
上 共同発行市場地方債 回	公募第126	100, 000, 000	103, 813, 000	
上 共同発行市場地方債 回	公募第128	300, 000, 000	309, 615, 000	
上 共同発行市場地方債 回	公募第129	100, 000, 000	103, 511, 000	
上 共同発行市場地方債 回	公募第130	100, 000, 000	103, 825, 000	
上 共同発行市場地方債 回	公募第132	100, 000, 000	103, 420, 000	
上 共同発行市場地方債 : 回	公募第136	200, 000, 000	206, 726, 000	
上 共同発行市場地方債 回	公募第137	200, 000, 000	206, 310, 000	
上 共同発行市場地方債 回	公募第139	155, 000, 000	159, 839, 100	
共同発行市場地方債 · 回	公募第143	540, 000, 000	554, 774, 400	
上 共同発行市場地方債 回	公募第145	1, 000, 000, 000	1, 025, 510, 000	
上 共同発行市場地方債 : 回	公募第156	100, 000, 000	100, 729, 000	
上 共同発行市場地方債 回	公募第157	300, 000, 000	301, 623, 000	
共同発行市場地方債 回	公募第161	300, 000, 000	300, 687, 000	
堺市 公募平成22年	度第1回	100, 000, 000	119, 495, 000	
堺市 公募平成22年	度第2回	100, 000, 000	102, 489, 000	
堺市 公募平成26年	度第1回	100, 000, 000	118, 076, 000	

島根県 公募平成22年度第1回	100, 000, 000	102, 055, 000
島根県 公募平成28年度第3回	100, 000, 000	99, 960, 000
福島県 公募平成26年度第1回	200, 000, 000	205, 762, 000
滋賀県 公募平成25年度第1回	100, 000, 000	103, 164, 000
滋賀県 公募平成26年度第1回	142, 000, 000	146, 091, 020
栃木県 公募平成24年度第1回	100, 000, 000	103, 058, 000
栃木県 公募平成25年度第1回	100, 000, 000	103, 164, 000
新潟市 公募平成25年度第1回	233, 200, 000	241, 508, 916
奈良県 公募平成28年度第1回	100, 000, 000	99, 960, 000
浜松市 公募平成26年度第1回	100, 000, 000	101, 994, 000
大阪市 公募平成25年度第6回	100, 000, 000	103, 369, 000
大阪市 公募平成26年度第5回	100, 000, 000	103, 364, 000
大阪市 公募(5年)平成28年度 第5回	100, 000, 000	99, 960, 000
大阪市 公募(15年)第1回	100, 000, 000	113, 149, 000
大阪市 公募(20年)第1回	300, 000, 000	358, 317, 000
大阪市 公募(20年)第5回	100, 000, 000	122, 191, 000
大阪市 公募(20年)第6回	100, 000, 000	119, 835, 000
大阪市 公募(20年)第17回	100, 000, 000	117, 675, 000
名古屋市 公募第478回	100, 000, 000	103, 400, 000
名古屋市 公募第481回	100, 000, 000	102, 916, 000
名古屋市 公募第488回	300, 000, 000	310, 146, 000
名古屋市 公募(12年)第1回	200, 000, 000	213, 376, 000
名古屋市 公募(15年)第2回	100, 000, 000	107, 078, 000
京都市 公募平成23年度第4回	100, 000, 000	103, 167, 000
京都市 公募平成29年度第4回	101, 280, 000	102, 426, 489
京都市 公募(20年)第2回	100, 000, 000	114, 279, 000
京都市 公募(20年)第13回	100, 000, 000	113, 020, 000
神戸市 公募平成26年度第17回	300, 000, 000	304, 989, 000
神戸市 公募平成28年度第1回	200, 000, 000	201, 160, 000
横浜市 公募平成22年度第5回	100, 000, 000	102, 465, 000
横浜市 公募公債平成24年度2回	200, 000, 000	206, 122, 000
横浜市 公募公債平成25年度1回	200, 000, 000	205, 760, 000
横浜市 公募公債平成25年度5回	200, 000, 000	206, 336, 000
横浜市 公募公債平成26年度5回	200, 000, 000	205, 514, 000

横浜市 公募平成28年度第5回	300, 000, 000	304, 515, 000
横浜市 公募(30年)第2回	200, 000, 000	260, 982, 000
横浜市 公募(20年)第26回	100, 000, 000	118, 459, 000
横浜市 公募(20年)第30回	100, 000, 000	113, 275, 000
札幌市 公募平成22年度第4回	100, 000, 000	101, 545, 000
札幌市 公募(20年)平成24年 度第11回	100, 000, 000	118, 809, 000
札幌市 公募平成26年度第4回	100, 000, 000	102, 915, 000
札幌市 公募平成26年度第9回	200, 000, 000	205, 040, 000
川崎市 公募第85回	100, 000, 000	102, 819, 000
川崎市 公募(20年)第17回	100, 000, 000	115, 185, 000
北九州市 公募(20年)第14回	100, 000, 000	117, 884, 000
福岡市 公募(20年)平成23年 度第4回	100, 000, 000	119, 187, 000
福岡市 公募平成26年度第2回	100, 000, 000	114, 986, 000
福岡市 公募平成26年度第5回	100, 000, 000	103, 097, 000
福岡市 公募平成26年度第8回	160, 000, 000	164, 617, 600
広島市 公募平成26年度第2回	100, 000, 000	102, 684, 000
広島市 公募平成27年度第2回	500, 000, 000	516, 110, 000
千葉市 公募平成24度第1回	100, 000, 000	103, 466, 000
三重県 公募平成24年度第1回	140, 660, 000	144, 914, 965
鹿児島県 公募(5年)平成28年 度第1回	100, 000, 000	99, 962, 000
福井県 公募平成22年度第2回	100, 000, 000	103, 247, 000
福井県 公募平成24年度第4回	100, 000, 000	101, 947, 000
福井県 公募平成27年度第4回	200, 000, 000	201, 228, 000
徳島県 公募平成22年度第1回	400, 000, 000	408, 032, 000
山梨県 公募平成24年度第1回	200, 000, 000	206, 054, 000
岡山県 公募平成21年度第2回	100, 000, 000	101, 756, 000
岡山県 公募平成28年度第2回	168, 900, 000	170, 987, 604
愛知県・名古屋市折半保証名古屋高 速道路債券 第96回	100, 000, 000	120, 109, 000
愛知県・名古屋市折半保証名古屋高 速道路債券 第102回	300, 000, 000	363, 474, 000
福岡北九州高速道路債券 第117回	100, 000, 000	119, 098, 000
福岡北九州高速道路債券 第136 回	100, 000, 000	105, 000, 000
<b>銘柄数:246</b>	41, 722, 820, 000	43, 916, 304, 874

小計

		組入時価比率: 6.7%		6. 7%
	合計			43, 916, 304, 874
特殊債券	日本円	フランス預金供託公庫 第4回円貨 債券(2014)	100, 000, 000	103, 841, 000
		新関西国際空港債券 政府保証第1回	151, 000, 000	155, 727, 810
		新関西国際空港債券 政府保証第2回	191, 000, 000	199, 067, 840
		新関西国際空港社債 財投機関債第 12回	100, 000, 000	108, 453, 000
		日本政策投資銀行債券 政府保証第 22回	100, 000, 000	110, 148, 000
		日本政策投資銀行社債 財投機関債 第31回	300, 000, 000	308, 394, 000
		日本政策投資銀行社債 財投機関債 第47回	100, 000, 000	108, 035, 000
		日本政策投資銀行社債 財投機関債 第86回	300, 000, 000	302, 580, 000
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 9回	141, 000, 000	143, 552, 100
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 16回	102, 000, 000	105, 315, 000
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 19回	159, 000, 000	163, 819, 290
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 38回	1, 500, 000, 000	1, 502, 910, 000
		日本政策投資銀行社債 政府保証第 4 2 回	300, 000, 000	302, 961, 000
		道路債券 財投機関債第17回	300, 000, 000	317, 922, 000
		日本高速道路保有・債務返済機構承 継 政府保証第344回	200, 000, 000	205, 158, 000
		日本高速道路保有·債務返済機構債 券 財投機関債第4回	100, 000, 000	132, 531, 000
		日本高速道路保有·債務返済機構債 券 財投機関債第8回	200, 000, 000	234, 662, 000
		日本高速道路保有·債務返済機構債 券 財投機関債第17回	100, 000, 000	117, 476, 000
		日本高速道路保有·債務返済機構債 券 財投機関債第23回	200, 000, 000	238, 562, 000
		日本高速道路保有·債務返済機構債 券 財投機関債第33回	200, 000, 000	300, 236, 000
		日本高速道路保有·債務返済機構債券 財投機関債第39回	100, 000, 000	120, 703, 000
		日本高速道路保有·債務返済機構債券 財投機関債第47回	100, 000, 000	122, 074, 000
		日本高速道路保有·債務返済機構債 券 財投機関債第80回	100, 000, 000	103, 138, 000

日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第84回	400, 000, 000	412, 644, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第86回	200, 000, 000	205, 830, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第89回	100, 000, 000	116, 922, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第102回	100, 000, 000	102, 639, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第103回	350, 000, 000	410, 039, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第105回	100, 000, 000	119, 346, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第130回	200, 000, 000	205, 766, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第134回	200, 000, 000	205, 426, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第136回	200, 000, 000	206, 294, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第145回	300, 000, 000	343, 392, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第149回	100, 000, 000	116, 435, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第173回	100, 000, 000	84, 865, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第6回	100, 000, 000	104, 264, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第9回	100, 000, 000	104, 416, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第92回	200, 000, 000	240, 942, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第97回	200, 000, 000	241, 392, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第98回	300, 000, 000	304, 506, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第99回	200, 000, 000	243, 510, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第100回	400, 000, 000	406, 896, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第106回	200, 000, 000	241, 812, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第114回	200, 000, 000	237, 780, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第123回	100, 000, 000	127, 859, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第137回	440, 000, 000	453, 882, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第149回	140, 000, 000	144, 323, 200	
-			

日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第155回	100, 000, 000	102, 953, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第157回	140, 000, 000	144, 235, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第165回	100, 000, 000	122, 897, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券	100, 000, 000	103, 196, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券	100, 000, 000	117, 058, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券	218, 000, 000	224, 836, 480	
日本高速道路保有・債務返済機構債券	100, 000, 000	116, 125, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第172回	300, 000, 000	374, 742, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券	200, 000, 000	206, 546, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券	200, 000, 000	206, 476, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第180回	200, 000, 000	206, 282, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第182回	900, 000, 000	932, 652, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第183回	100, 000, 000	118, 434, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第189回	196, 000, 000	201, 037, 200	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第190回	400, 000, 000	411, 664, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第193回	1, 000, 000, 000	1, 042, 310, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第197回	272, 000, 000	283, 339, 680	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第207回	300, 000, 000	311, 229, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第211回	137, 000, 000	142, 066, 260	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第213回	145, 000, 000	150, 328, 750	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第216回	100, 000, 000	115, 334, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第217回	100, 000, 000	120, 989, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 数府保証債第219回	100, 000, 000	115, 934, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第220回	100, 000, 000	103, 844, 000	

日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第224回	100, 000, 000	121, 028, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第225回	190, 000, 000	196, 577, 800	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第234回	100, 000, 000	103, 119, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第239回	500, 000, 000	554, 860, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第271回	151, 000, 000	151, 884, 860	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第321回	500, 000, 000	505, 640, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第335回	100, 000, 000	99, 547, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第28回	300, 000, 000	401, 745, 000	
日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第33回	100, 000, 000	135, 741, 000	
公営企業債券 30年第4回財投機 関債	100, 000, 000	135, 889, 000	
公営企業債券 政府保証15年第1 回	300, 000, 000	307, 428, 000	
地方公営企業等金融機構債券(20 年) 第1回	100, 000, 000	117, 997, 000	
地方公共団体金融機構債券 20年 第4回	100, 000, 000	119, 940, 000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 6回	100, 000, 000	115, 647, 000	
地方公共団体金融機構債券 20年 第6回	300, 000, 000	364, 710, 000	
地方公共団体金融機構債券 F 2 4 回	100, 000, 000	106, 933, 000	
地方公共団体金融機構債券 第13回	200, 000, 000	203, 838, 000	
地方公共団体金融機構債券 政府保証第16回	100, 000, 000	101, 810, 000	
地方公共団体金融機構債券 第16回	100, 000, 000	102, 051, 000	
地方公共団体金融機構債券 第27回	300, 000, 000	308, 310, 000	
地方公共団体金融機構債券 第28回	500, 000, 000	514, 500, 000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 0 4 回	100, 000, 000	107, 931, 000	
地方公共団体金融機構債券 F10	100, 000, 000	106, 412, 000	
地方公共団体金融機構債券 第37回	400, 000, 000	411, 508, 000	
L			

政保 地方公共団体金融機構債券 第38回	194, 000, 000	200, 134, 280	
地方公共団体金融機構債券 F13 2回	500, 000, 000	534, 470, 000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第39回	100, 000, 000	103, 098, 000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第40回	101, 000, 000	104, 272, 400	
政保 地方公共団体金融機構債券 第41回	102, 000, 000	105, 272, 160	
地方公共団体金融機構債券 第41 回	600, 000, 000	617, 472, 000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 2 回	100, 000, 000	105, 787, 000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 4 回	200, 000, 000	202, 052, 000	
地方公共団体金融機構債券 F14 5回	200, 000, 000	212, 710, 000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 7 回	100, 000, 000	109, 784, 000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第42回	108, 000, 000	111, 591, 000	
地方公共団体金融機構債券 第42 回	100, 000, 000	102, 975, 000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第43回	202, 000, 000	208, 290, 280	
政保 地方公共団体金融機構債券 第44回	145, 000, 000	150, 221, 450	
地方公共団体金融機構債券 第44 回	100, 000, 000	103, 060, 000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第45回	223, 000, 000	231, 007, 930	
地方公共団体金融機構債券 F 1 6 0 回	100, 000, 000	108, 040, 000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第49回	13, 000, 000	13, 545, 350	
政保 地方公共団体金融機構債券 第50回	100, 000, 000	104, 400, 000	
地方公共団体金融機構債券 第51 回	600, 000, 000	622, 506, 000	
地方公共団体金融機構債券 第52 回	300, 000, 000	312, 132, 000	
地方公共団体金融機構債券(15年) 第2回	200, 000, 000	218, 042, 000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第56回	591, 000, 000	615, 018, 240	
政保 地方公共団体金融機構債券 第59回	116, 000, 000	120, 442, 800	
<u>.</u>			

政保 地方公共団体金融機構債券 (6年) 第14回	300, 000, 000	301, 071, 000	
地方公共団体金融機構債券(20 年) 第38回	100, 000, 000	114, 536, 000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第64回	100, 000, 000	103, 416, 000	
地方公共団体金融機構債券 第64 回	100, 000, 000	103, 105, 000	
地方公共団体金融機構債券(20 年) 第39回	100, 000, 000	113, 776, 000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第65回	400, 000, 000	413, 764, 000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第69回	320, 000, 000	329, 260, 800	
政保 地方公共団体金融機構債券 第72回	189, 000, 000	195, 883, 380	
地方公共団体金融機構債券 第74 回	300, 000, 000	309, 384, 000	
地方公共団体金融機構債券 第77 回	100, 000, 000	103, 017, 000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第78回	509, 000, 000	524, 412, 520	
地方公共団体金融機構債券 第79 回	400, 000, 000	412, 152, 000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第83回	116, 000, 000	116, 675, 120	
地方公共団体金融機構債券 第10 1回	400, 000, 000	403, 252, 000	
地方公共団体金融機構債券 第11 3回	110, 000, 000	111, 113, 200	
公営企業債券(20年) 第2回財 投機関債	100, 000, 000	105, 615, 000	
公営企業債券(20年) 第5回財 投機関債	200, 000, 000	219, 648, 000	
公営企業債券 (20年) 第25回 財投機関債	100, 000, 000	121, 783, 000	
首都高速道路 第17回	200, 000, 000	200, 024, 000	
首都高速道路債券 政府保証第8回	100, 000, 000	101, 461, 000	
阪神高速道路債券 政府保証第5回	100, 000, 000	101, 671, 000	
都市再生債券 財投機関債第55回	100, 000, 000	102, 941, 000	
都市再生債券 財投機関債第96回	200, 000, 000	206, 478, 000	
都市再生債券 財投機関債第97回	100, 000, 000	107, 930, 000	
都市再生債券 財投機関債第109	100, 000, 000	106, 812, 000	
本州四国連絡橋債券 財投機関債第7回	100, 000, 000	114, 402, 000	

民間都市開発推進機構 政府保証第 16回	360, 000, 000	373, 071, 600
東京交通債券 第342回	200, 000, 000	216, 490, 000
東京交通債券 第347回	157, 000, 000	173, 251, 070
関西国際空港社債 財投機関債第2 6回	300, 000, 000	306, 018, 000
関西国際空港社債 財投機関債第3 2回	100, 000, 000	103, 130, 000
福祉医療機構債券 第31回財投機 関債	100, 000, 000	103, 132, 000
中部国際空港債券 政府保証第18回	368, 000, 000	379, 205, 600
預金保険機構債券 政府保証第20 9回	2, 000, 000, 000	2, 005, 540, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第3回	200, 000, 000	235, 134, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第18回	100, 000, 000	110, 014, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第42回	100, 000, 000	111, 740, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第59回	100, 000, 000	118, 802, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第73回	100, 000, 000	103, 126, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第75回	100, 000, 000	120, 679, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第77回	300, 000, 000	337, 488, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第78回	100, 000, 000	120, 606, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第79回	100, 000, 000	102, 927, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第86回	200, 000, 000	205, 724, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第90回	200, 000, 000	223, 894, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第120回	100, 000, 000	119, 022, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第128回	100, 000, 000	130, 319, 000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第177回	250, 000, 000	257, 207, 500
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第223回	100, 000, 000	99, 674, 000
成田国際空港 第13回一般担保付	200, 000, 000	206, 090, 000
成田国際空港 第17回	200, 000, 000	205, 014, 000
沖縄振興開発金融公庫債券 財投機	100, 000, 000	103, 006, 000

即序签 1 7 同		
関債第17回	200 000 000	000 000 000
商工債券利付第806回い号	300, 000, 000	299, 622, 000
商工債券 利付第815回い号	100, 000, 000	100, 033, 000
商工債券 利付第818回い号	100, 000, 000	100, 045, 000
商工債券 利付第819回い号	300, 000, 000	300, 279, 000
農林債券 利付第777回い号	300, 000, 000	300, 786, 000
農林債券 利付第781回い号	100, 000, 000	100, 379, 000
しんきん中金債券 利付第302回	100, 000, 000	100, 188, 000
しんきん中金債券 利付第308回	100, 000, 000	100, 352, 000
しんきん中金債券 利付第316回	100, 000, 000	100, 045, 000
しんきん中金債券 利付第317回	800, 000, 000	800, 184, 000
しんきん中金債券 利付第335回	200, 000, 000	200, 152, 000
国際協力機構債券 第6回財投機関債	100, 000, 000	120, 665, 000
東日本高速道路 第34回	100, 000, 000	100, 449, 000
東日本高速道路 第36回	200, 000, 000	200, 174, 000
中日本高速道路社債 第61回	100, 000, 000	100, 366, 000
中日本高速道路 第62回	200, 000, 000	200, 752, 000
中日本高速道路 第63回	100, 000, 000	103, 336, 000
中日本高速道路 第66回	1, 200, 000, 000	1, 200, 192, 000
西日本高速道路 第20回	200, 000, 000	206, 628, 000
西日本高速道路 第23回	100, 000, 000	102, 944, 000
西日本高速道路 第30回	300, 000, 000	301, 590, 000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債 券 財投機関債第35回	200, 000, 000	204, 042, 000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第62回	100, 000, 000	103, 340, 000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第68回	200, 000, 000	206, 190, 000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第69回	100, 000, 000	113, 802, 000
貸付債権担保第6回住宅金融公庫債券	10, 730, 000	10, 864, 876
貸付債権担保第12回住宅金融公庫債券	36, 441, 000	37, 249, 261
貸付債権担保第19回住宅金融公庫 債券	68, 115, 000	70, 462, 924
貸付債権担保第10回住宅金融公庫 債券	68, 220, 000	69, 144, 381
貸付債権担保第5回S種住宅金融公庫債券	42, 168, 000	43, 587, 374

貸付債権担保第42回住宅金融公庫債券	46, 605, 000	49, 082, 987	
貸付債権担保第7回S種住宅金融公庫債券	14, 601, 000	15, 349, 739	
貸付債権担保第39回住宅金融公庫 債券	31, 484, 000	32, 733, 914	
貸付債権担保第40回住宅金融公庫 債券	36, 158, 000	38, 125, 718	
貸付債権担保第15回住宅金融公庫 債券	39, 753, 000	40, 843, 822	
貸付債権担保第32回住宅金融公庫債券	67, 344, 000	69, 821, 585	
貸付債権担保第20回住宅金融公庫 債券	68, 970, 000	71, 871, 567	
貸付債権担保第44回住宅金融公庫 債券	61, 336, 000	64, 638, 330	
貸付債権担保第8回住宅金融支援機構債券	103, 392, 000	108, 485, 089	
貸付債権担保第7回住宅金融支援機 構債券	17, 124, 000	18, 023, 866	
貸付債権担保第25回住宅金融支援 機構債券	26, 566, 000	28, 878, 038	
貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	90, 384, 000	97, 138, 396	
貸付債権担保S種第16回住宅金融 支援機構債券	20, 158, 000	20, 774, 028	
貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	94, 352, 000	99, 683, 831	
貸付債権担保S種第17回住宅金融 支援機構債券	40, 724, 000	42, 057, 303	
貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	114, 816, 000	122, 595, 932	
貸付債権担保第52回住宅金融支援 機構債券	83, 458, 000	88, 382, 856	
貸付債権担保第24回住宅金融支援 機構債券	48, 786, 000	52, 842, 068	
貸付債権担保第48回住宅金融支援 機構債券	107, 817, 000	115, 359, 877	
貸付債権担保第40回住宅金融支援 機構債券	118, 791, 000	124, 712, 731	
貸付債権担保第62回住宅金融支援 機構債券	157, 326, 000	165, 066, 439	
貸付債権担保第60回住宅金融支援機構債券	153, 054, 000	161, 527, 069	
貸付債権担保第61回住宅金融支援機構債券	98, 918, 000	103, 986, 558	
貸付債権担保第51回住宅金融支援 機構債券	38, 634, 000	41, 058, 283	_

貸付債権担保第43回住宅金融支援 機構債券	91, 524, 000	97, 365, 976	
貸付債権担保第79回住宅金融支援機構債券	51, 512, 000	53, 722, 379	
貸付債権担保第81回住宅金融支援機構債券	110, 356, 000	115, 152, 071	
貸付債権担保第72回住宅金融支援機構債券	50, 182, 000	52, 334, 807	
貸付債権担保第22回住宅金融公庫債券	28, 350, 000	29, 374, 569	
貸付債権担保第70回住宅金融支援機構債券	150, 966, 000	158, 651, 679	
貸付債権担保第33回住宅金融支援 機構債券	33, 187, 000	35, 548, 918	
貸付債権担保第34回住宅金融支援機構債券	34, 770, 000	37, 285, 609	
貸付債権担保第35回住宅金融支援 機構債券	34, 976, 000	37, 334, 081	
貸付債権担保第46回住宅金融支援機構債券	38, 189, 000	40, 863, 757	
貸付債権担保第55回住宅金融支援 機構債券	100, 322, 000	106, 155, 724	
貸付債権担保第56回住宅金融支援機構債券	143, 481, 000	151, 815, 811	
貸付債権担保第57回住宅金融支援機構債券	47, 964, 000	50, 789, 559	
貸付債権担保第76回住宅金融支援機構債券	96, 598, 000	101, 307, 152	
貸付債権担保 S 種第 3 回住宅金融公庫債券	13, 560, 000	14, 035, 006	
貸付債権担保S種第14回住宅金融 支援機構債券	88, 200, 000	90, 340, 614	
貸付債権担保S種第15回住宅金融 支援機構債券	36, 068, 000	36, 917, 401	
貸付債権担保第7回住宅金融公庫債券	39, 156, 000	39, 340, 424	
貸付債権担保第23回住宅金融支援 機構債券	95, 944, 000	103, 637, 749	
貸付債権担保第32回住宅金融支援 機構債券	95, 667, 000	102, 256, 542	
貸付債権担保第39回住宅金融支援 機構債券	187, 325, 000	197, 506, 113	
貸付債権担保第58回住宅金融支援 機構債券	101, 110, 000	106, 950, 113	
貸付債権担保第64回住宅金融支援 機構債券	164, 070, 000	171, 778, 008	
貸付債権担保第71回住宅金融支援 機構債券	144, 813, 000	150, 918, 316	

貸付債権担保第73回住宅金融支援 機構債券	111, 862, 000	118, 034, 545	
貸付債権担保第75回住宅金融支援 機構債券	96, 018, 000	100, 945, 643	
貸付債権担保第83回住宅金融支援 機構債券	231, 560, 000	241, 329, 516	
貸付債権担保第84回住宅金融支援 機構債券	409, 276, 000	425, 958, 089	
貸付債権担保第88回住宅金融支援 機構債券	60, 808, 000	63, 051, 815	
貸付債権担保第89回住宅金融支援 機構債券	63, 333, 000	65, 747, 887	
貸付債権担保第90回住宅金融支援 機構債券	64, 303, 000	66, 479, 013	
貸付債権担保第92回住宅金融支援 機構債券	132, 930, 000	136, 549, 683	
貸付債権担保第93回住宅金融支援 機構債券	139, 996, 000	142, 651, 724	
貸付債権担保第94回住宅金融支援 機構債券	74, 581, 000	76, 866, 161	
貸付債権担保第96回住宅金融支援 機構債券	78, 513, 000	80, 659, 545	
貸付債権担保第97回住宅金融支援 機構債券	232, 845, 000	240, 535, 870	
貸付債権担保第98回住宅金融支援 機構債券	237, 225, 000	246, 154, 149	
貸付債権担保第99回住宅金融支援 機構債券	159, 542, 000	165, 350, 924	
貸付債権担保第100回住宅金融支援機構債券	78, 226, 000	80, 883, 337	
貸付債権担保第101回住宅金融支援機構債券	78, 779, 000	81, 696, 974	
貸付債権担保第115回住宅金融支援機構債券	274, 476, 000	276, 364, 394	
貸付債権担保第116回住宅金融支援機構債券	183, 920, 000	185, 924, 728	
貸付債権担保第117回住宅金融支援機構債券	185, 070, 000	186, 894, 790	
貸付債権担保第118回住宅金融支援機構債券	92, 959, 000	93, 953, 661	
貸付債権担保第119回住宅金融支 援機構債券	185, 816, 000	187, 581, 252	
貸付債権担保第120回住宅金融支援機構債券	93, 583, 000	94, 102, 385	
貸付債権担保第121回住宅金融支援機構債券	93, 973, 000	94, 674, 038	
貸付債権担保第123回住宅金融支援機構債券	94, 752, 000	95, 704, 257	

		貸付債権担保第125回住宅金融支 援機構債券	381, 432, 000	384, 056, 252
		貸付債権担保第126回住宅金融支援機構債券	287, 124, 000	289, 245, 846
		貸付債権担保第128回住宅金融支援機構債券	192, 098, 000	193, 356, 241
		貸付債権担保第129回住宅金融支 援機構債券	193, 522, 000	195, 308, 208
		貸付債権担保第134回住宅金融支援機構債券	197, 006, 000	197, 658, 089
		貸付債権担保第135回住宅金融支 援機構債券	98, 874, 000	99, 184, 464
		貸付債権担保第136回住宅金融支援機構債券	99, 163, 000	99, 852, 182
	小計	銘柄数:280	51, 385, 080, 000	54, 147, 234, 832
		組入時価比率:8.3%		8.3%
	合計			54, 147, 234, 832
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行(BFC M) 第14回円貨社債	200, 000, 000	202, 014, 000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エ ー 第11回円貨社債	100, 000, 000	100, 581, 000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エ ー 第14回円貨社債	100, 000, 000	100, 376, 000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エ ー 第1回非上位円貨社債	100, 000, 000	100, 552, 000
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第6回円貨社債(2014)	100, 000, 000	103, 040, 000
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第15回円貨社債(2018	100, 000, 000	99, 742, 000
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第16回円貨社債(2018	100, 000, 000	99, 742, 000
		マラヤン・バンキング・ベルハッド 第2回円貨社債(2015)	200, 000, 000	200, 280, 000
		スタンダード・チャータード 第 2 回円貨社債 (2015)	100, 000, 000	99, 994, 000
		スタンダード・チャータード 第3 回円貨社債 (2015)	100, 000, 000	99, 446, 000
		エイチエスビーシー・ホールディン グス・ピーエルシー 第2回円	100, 000, 000	101, 827, 000
		エイチエスビーシー・ホールディン グス・ピーエルシー 第3回円	100, 000, 000	103, 830, 000
		ロイズ・バンキング・グループ・ピ ーエルシー 第1回円貨社債	100, 000, 000	99, 884, 000
		ロイズ・バンキング・グループ・ピ ーエルシー 第6回円貨社債	100, 000, 000	98, 527, 000
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100, 000, 000	97, 101, 000

サンタンデール銀行 第1回円貨社債	100, 000, 000	98, 754, 000
フランス電力 第4回円貨社債(2 017)	100, 000, 000	101, 697, 000
ルノー 第19回円貨社債(201 7)	100, 000, 000	99, 534, 000
現代キャピタル・サービシズ・イン ク 第15回円貨社債	200, 000, 000	200, 760, 000
ビー・エヌ・ピー・パリバ 第1回 円貨社債 (2017)	100, 000, 000	101, 699, 000
ナショナル・オーストラリア銀行 第11回円貨社債(2015)	200, 000, 000	200, 350, 000
ウエストパック・バンキング・コー ポレーション 第12回円貨社	200, 000, 000	200, 890, 000
オーストラリア・ニュージーランド 銀行 第10回円貨社債	200, 000, 000	200, 108, 000
ソシエテ・ジェネラル 第1回非上 位円貨社債 (2017)	100, 000, 000	99, 878, 000
大和ハウス工業 第5回特定社債間 限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 891, 000
大和ハウス工業 第9回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	99, 056, 000
森永乳業 第13回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	103, 949, 000
明治ホールディングス 第8回社債 間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 259, 000
アサヒグループホールディングス 第7回特定社債間限定同順位特	100, 000, 000	100, 282, 000
アサヒグループホールディングス 第8回特定社債間限定同順位特	100, 000, 000	100, 837, 000
キリンホールディングス 第10回 社債間限定同順位特約付	200, 000, 000	205, 752, 000
味の素 第24回特定社債間限定同順位特約付	200, 000, 000	200, 830, 000
日本たばこ産業 第13回	100, 000, 000	100, 764, 000
トヨタ紡織 第2回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	102, 952, 000
野村不動産ホールディングス 第5 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	104, 011, 000
森ヒルズリート投資法人 第17回 特定投資法人債間限定同順位特	200, 000, 000	199, 034, 000
森ビル 第13回社債間限定同順位 特約付	100, 000, 000	100, 473, 000
東急不動産ホールディングス 第2 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	103, 324, 000
東レ 第33回社債間限定同順位特 約付	100, 000, 000	99, 894, 000
王子ホールディングス 第34回社	100, 000, 000	101, 020, 000

	T		
債間限定同順位特約付			
レンゴー 第18回特定社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	100, 988, 000	
住友化学 第43回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	102, 014, 000	
住友化学 第56回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	100, 511, 000	
クレハ 第5回社債間限定同順位特 約付	100, 000, 000	100, 298, 000	
エア・ウォーター 第2回社債間限 定同順位特約付	100, 000, 000	100, 281, 000	
三井化学 第47回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	100, 482, 000	
三井化学 第48回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	100, 462, 000	
三菱ケミカルホールディングス 第 14回社債間限定同順位特約付	200, 000, 000	202, 124, 000	
電通 第1回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 483, 000	
電通 第3回社債間限定同順位特約 付	100, 000, 000	101, 188, 000	
花王 第4回特定社債間限定同順位 特約付	100, 000, 000	100, 844, 000	
武田薬品工業 第15回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	100, 950, 000	
ツムラ 第1回社債間限定同順位特 約付	100, 000, 000	100, 216, 000	
第一三共 第4回社債間限定同順位 特約付	100, 000, 000	103, 616, 000	
J X ホールディングス 第9回社債 間限定同順位特約付	100, 000, 000	103, 544, 000	
横浜ゴム 第10回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	100, 684, 000	
住友ゴム工業 第24回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	103, 423, 000	
住友大阪セメント 第14回社債間 限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 296, 000	
日本特殊陶業 第8回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 196, 000	
新日鐵住金 第7回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	100, 063, 000	
新日鐵住金 第8回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	100, 353, 000	
新日鐵住金 第9回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	100, 416, 000	
新日本製鐵 第67回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	102, 710, 000	
神戸製鋼所 第62回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	99, 783, 000	
L	ı		

ジェイ エフ イー ホールディン グス 第22回(JFEス保証	100, 000, 000	103, 036, 000	
DOWAホールディングス 第4回 社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 328, 000	
住友電気工業 第26回社債間限定 同順位特約付	200, 000, 000	201, 614, 000	
日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200, 000, 000	218, 236, 000	
三菱電機 第45回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	100, 816, 000	
日本電産 第3回社債間限定同順位 特約付	100, 000, 000	103, 250, 000	
日本電気 第48回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	101, 606, 000	
富士通 第34回社債間限定同順位 特約付	100, 000, 000	100, 955, 000	
パナソニック 第12回社債間限定 同順位特約付	200, 000, 000	200, 826, 000	
パナソニック 第16回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	100, 658, 000	
パナソニック 第17回社債間限定 同順位特約付	200, 000, 000	202, 194, 000	
ソニー 第32回	200, 000, 000	201, 512, 000	
東海理化電機製作所 第1回社債間 限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 706, 000	
三菱重工業 第26回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	103, 425, 000	
J A 三井リース 第7回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	100, 157, 000	
J A 三井リース 第8回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	100, 453, 000	
三井住友トラスト・パナソニックフ ァイナンス 第2回社債間限定	100, 000, 000	100, 279, 000	
トヨタ自動車 第14回社債間限定同等特約付	100, 000, 000	103, 657, 000	
アイシン精機 第15回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	102, 653, 000	
ドンキホーテホールディングス 第 12回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 414, 000	
ニコン 第20回特定社債間限定同 順位特約付	100, 000, 000	101, 586, 000	
大日本印刷 第3回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	102, 478, 000	
伊藤忠商事 第59回社債間限定同順位特約付	200, 000, 000	206, 194, 000	
丸紅 第101回社債間限定同順位 特約付	100, 000, 000	100, 725, 000	
豊田通商 第18回社債間限定同順	100, 000, 000	105, 193, 000	

1			
位特約付			
豊田通商 第19回社債間限定同順 位特約付	200, 000, 000	210, 132, 000	
三井物産 第71回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	107, 766, 000	_
住友商事 第45回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	103, 248, 000	
住友商事 第49回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	107, 723, 000	
高島屋 第11回社債間限定同順位 特約付	200, 000, 000	201, 434, 000	
丸井グループ 第28回社債間限定 同順位特約付	200, 000, 000	202, 608, 000	
クレディセゾン 第50回社債間限 定同順位特約付	100, 000, 000	103, 206, 000	
クレディセゾン 第51回社債間限 定同順位特約付	100, 000, 000	103, 187, 000	
あおぞら銀行 第10回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	100, 029, 000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第1回劣後特約付	100, 000, 000	103, 223, 000	
りそなホールディングス 第11回 社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	99, 907, 000	
りそなホールディングス 第20回 社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 488, 000	
三井住友トラスト・ホールディング ス 第2回劣後特約付	200, 000, 000	206, 100, 000	
みずほコーポレート銀行 第8回特 定社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	119, 688, 000	
三菱東京UFJ銀行 第9回特定社 債間限定同順位特約付	100, 000, 000	103, 151, 000	
東京三菱銀行 第57回特定社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	108, 124, 000	
三菱東京UFJ銀行 第119回特 定社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	101, 795, 000	
三菱東京UFJ銀行 第159回特 定社債間限定同順位特約付	200, 000, 000	201, 560, 000	
三井住友フィナンシャルグループ 第1回劣後特約付	300, 000, 000	308, 502, 000	
三井住友フィナンシャルグループ 第3回劣後特約付	100, 000, 000	103, 105, 000	
三井住友フィナンシャルグループ 第4回劣後特約付	100, 000, 000	106, 878, 000	
りそな銀行 第6回劣後特約付	300, 000, 000	307, 215, 000	
三菱UF J 信託銀行 第 9 回劣後特約付	100, 000, 000	103, 655, 000	
三井住友信託銀行 第1回劣後特約 付	300, 000, 000	312, 798, 000	
ļ			

セブン銀行 第10回社債間限定同 順位特約付	100, 000, 000	102, 969, 000	
セブン銀行 第11回社債間限定同 順位特約付	100, 000, 000	102, 510, 000	
みずほフィナンシャルグループ 第 1回劣後特約付	200, 000, 000	206, 168, 000	
三井住友銀行 第24回劣後特約付	100, 000, 000	103, 591, 000	
トヨタファイナンス 第81回社債 間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 550, 000	
リコーリース 第28回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	100, 127, 000	
アコム 第76回特定社債間限定同 順位特約付	100, 000, 000	99, 932, 000	
アコム 第77回特定社債間限定同 順位特約付	100, 000, 000	100, 062, 000	
ジャックス 第12回社債間限定同 順位特約付	100, 000, 000	101, 088, 000	
ジャックス 第19回社債間限定同 順位特約付	100, 000, 000	100, 195, 000	
オリエントコーポレーション 第2 回社債間限定同順位特約付	200, 000, 000	200, 554, 000	
日立キャピタル 第52回社債間限 定同順位特約付	100, 000, 000	101, 103, 000	
日立キャピタル 第57回社債間限 定同順位特約付	100, 000, 000	102, 377, 000	
三井住友ファイナンス&リース 第 13回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 253, 000	
三菱UFJリース 第52回社債間 限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 880, 000	
三菱UFJリース 第55回社債間 限定同順位特約付	100, 000, 000	99, 987, 000	
三菱UF Jリース 第30回社債間 限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 887, 000	
大和証券グループ本社 第22回社 債間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 379, 000	
大和証券グループ本社 第23回社 債間限定同順位特約付	100, 000, 000	103, 531, 000	
野村ホールディングス 第21回	100, 000, 000	102, 242, 000	
三菱地所 第56回担保提供制限等 財務上特約無	100, 000, 000	108, 200, 000	
三菱地所 第98回担保提供制限等財務上特約無	100, 000, 000	101, 655, 000	
三菱地所 第111回担保提供制限 等財務上特約無	100, 000, 000	103, 173, 000	
三菱地所 第120回担保提供制限 等財務上特約無	100, 000, 000	99, 960, 000	
東京建物 第17回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	101, 398, 000	

東京建物 第25回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	100, 558, 000	
住友不動産 第95回社債間限定同 順位特約付	100, 000, 000	103, 846, 000	
住友不動産 第97回社債間限定同 順位特約付	200, 000, 000	207, 182, 000	
住友不動産 第100回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	103, 301, 000	
エヌ・ティ・ティ都市開発 第10 回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	101, 694, 000	
日本ビルファンド投資法人 第13 回特定投資法人債間限定同順位	100, 000, 000	104, 285, 000	
積水ハウス・SIレジデンシャル投 資法人 第5回特定投資法人債	100, 000, 000	102, 368, 000	
東武鉄道 第102回社債間限定同順位特約付	200, 000, 000	215, 448, 000	
相鉄ホールディングス 第32回相 模鉄道株式会社保証付	200, 000, 000	204, 526, 000	
東京急行電鉄 第75回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	103, 035, 000	
東京急行電鉄 第82回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	109, 905, 000	
小田急電鉄 第68回社債間限定同順位特約付	200, 000, 000	215, 318, 000	
小田急電鉄 第74回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 510, 000	
東日本旅客鉄道 第15回	100, 000, 000	104, 470, 000	
東日本旅客鉄道 第19回社債間限 定同順位特約付	200, 000, 000	214, 846, 000	
東日本旅客鉄道 第39回社債間限 定同順位特約付	100, 000, 000	112, 857, 000	
東日本旅客鉄道 第71回社債間限 定同順位特約付	100, 000, 000	117, 916, 000	
東日本旅客鉄道 第107回社債間 限定同順位特約付	100, 000, 000	111, 609, 000	
東日本旅客鉄道 第133回社債間 限定同順位特約付	100, 000, 000	101, 821, 000	
西日本旅客鉄道 第15回社債間限 定同順位特約付	100, 000, 000	118, 583, 000	
西日本旅客鉄道 第31回社債間限 定同順位特約付	100, 000, 000	103, 071, 000	
東海旅客鉄道 第51回社債間限定 同順位特約付	200, 000, 000	242, 080, 000	
東海旅客鉄道 第70回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	111, 657, 000	
東海旅客鉄道 第74回社債間限定 同順位特約付	100, 000, 000	117, 778, 000	
東京地下鉄 第22回	100, 000, 000	100, 630, 000	

東京地下鉄 第23回	100, 000, 000	100, 356, 000
東京地下鉄 第24回	100, 000, 000	101, 689, 000
西武ホールディングス 第1回社債 間限定同順位特約付	200, 000, 000	202, 998, 000
名古屋鉄道 第50回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	104, 930, 000
日本通運 第11回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	100, 187, 000
日本通運 第12回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	98, 920, 000
横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	101, 118, 000
ANAホールディングス 第32回 社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	101, 591, 000
三菱倉庫 第14回	100, 000, 000	100, 725, 000
澁澤倉庫 第8回社債間限定同順位 特約付	100, 000, 000	100, 196, 000
日本電信電話 第60回	100, 000, 000	102, 497, 000
KDDI 第20回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	103, 346, 000
東京電力 第547回	100, 000, 000	102, 790, 000
東京電力 第548回	100, 000, 000	115, 023, 000
東京電力 第560回	100, 000, 000	113, 552, 000
東京電力 第565回	300, 000, 000	305, 109, 000
中部電力 第500回	200, 000, 000	208, 088, 000
中部電力 第524回	100, 000, 000	101, 031, 000
関西電力 第482回	100, 000, 000	101, 809, 000
関西電力 第484回	100, 000, 000	101, 689, 000
関西電力 第496回	100, 000, 000	103, 942, 000
関西電力 第497回	200, 000, 000	209, 434, 000
関西電力 第498回	200, 000, 000	201, 244, 000
関西電力 第511回	100, 000, 000	100, 213, 000
中国電力 第330回	100, 000, 000	104, 651, 000
中国電力 第377回	200, 000, 000	208, 984, 000
中国電力 第378回	100, 000, 000	104, 087, 000
中国電力 第400回	100, 000, 000	100, 341, 000
北陸電力 第301回	100, 000, 000	104, 296, 000
北陸電力 第304回	100, 000, 000	104, 015, 000
北陸電力 第307回	100, 000, 000	106, 172, 000
		•

北陸電力 第308回	100, 000, 000	103, 421, 000	
東北電力 第473回	100, 000, 000	101, 221, 000	
東北電力 第475回	100, 000, 000	103, 443, 000	
東北電力 第481回	200, 000, 000	207, 596, 000	
四国電力 第281回	200, 000, 000	209, 100, 000	
九州電力 第400回	100, 000, 000	102, 319, 000	
九州電力 第424回	300, 000, 000	315, 522, 000	
九州電力 第451回	100, 000, 000	100, 944, 000	
北海道電力 第316回	207, 000, 000	210, 287, 160	
北海道電力 第323回	100, 000, 000	108, 694, 000	
北海道電力 第338回	100, 000, 000	100, 209, 000	
電源開発 第31回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	101, 948, 000	
電源開発 第37回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	102, 450, 000	
電源開発 第39回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	103, 760, 000	
電源開発 第40回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	103, 779, 000	
電源開発 第41回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	103, 234, 000	
東京電力パワーグリッド 第1回	100, 000, 000	100, 248, 000	
東京電力パワーグリッド 第2回	100, 000, 000	100, 799, 000	
東京電力パワーグリッド 第6回	100, 000, 000	101, 274, 000	
東京電力パワーグリッド 第11回	300, 000, 000	301, 803, 000	
東京電力パワーグリッド 第14回	100, 000, 000	100, 154, 000	
東京瓦斯 第38回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	124, 398, 000	
東邦瓦斯 第31回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	106, 532, 000	
北海道瓦斯 第17回社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 415, 000	
広島ガス 第13回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	100, 757, 000	
東京都競馬 第3回社債間限定同順 位特約付	100, 000, 000	100, 222, 000	
ファーストリテイリング 第3回特 定社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	101, 608, 000	
ファーストリテイリング 第4回特 定社債間限定同順位特約付	100, 000, 000	103, 861, 000	
ソフトバンクグループ 第54回社 債間限定同順位特約付	100, 000, 000	100, 888, 000	
			_

小計	銘柄数: 223	27, 207, 000, 000	27, 957, 306, 160	
	組入時価比率: 4.3%		4. 3%	
合計			27, 957, 306, 160	
合計			650, 890, 314, 276	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## 【中間財務諸表】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 5 期中間計算期間 (2018 年 12 月 19 日から 2019 年 6 月 18 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

### 独立監査人の中間監査報告書

2019年8月9日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)の2018年12月19日から2019年6月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠して、野村ターゲットプライス「日経 225」(国内債券運用移行型)の 2019 年 6 月 18 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間 (2018 年 12 月 19 日から 2019 年 6 月 18 日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

# (1)【中間貸借対照表】

		(単位:円)
	第 4 期 (2018 年 12 月 18 日現在)	第 5 期中間計算期間末 (2019 年 6 月 18 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	117, 857	96, 762
親投資信託受益証券	37, 609, 436	33, 529, 157
未収入金	2, 243	1,996
流動資産合計	37, 729, 536	33, 627, 915
資産合計	37, 729, 536	33, 627, 915
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	9, 253	7, 592
未払委託者報酬	106, 465	87, 314
その他未払費用	626	501
流動負債合計	116, 344	95, 407
負債合計	116, 344	95, 407
純資産の部		
元本等		
元本	30, 004, 280	26, 194, 961
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	7, 608, 912	7, 337, 547
(分配準備積立金)	7, 470, 952	6, 526, 579
元本等合計	37, 613, 192	33, 532, 508
純資産合計	37, 613, 192	33, 532, 508
負債純資産合計	37, 729, 536	33, 627, 915
(2)【中間損益及び剰余金計算書】	第4期中間計算期間	(単位:円) 第5期中間計算期間
	自 2017年12月19日 至 2018年6月18日	自 2018年12月19日 至 2019年6月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	238, 884	826, 262
営業収益合計	238, 884	826, 262
営業費用		
支払利息	11	g
受託者報酬	10, 736	7, 592
委託者報酬	123, 494	87, 314
その他費用	754	501
営業費用合計	134, 995	95, 416
営業利益又は営業損失 (△)	103, 889	730, 846
経常利益又は経常損失 (△)	103, 889	730, 846
中間純利益又は中間純損失(△)	103, 889	730, 846

一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	981	40, 320
期首剰余金又は期首欠損金(△)	10, 507, 937	7, 608, 912
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	986, 665	961, 891
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	986, 665	961, 891
分配金	-	_
中間剰余金又は中間欠損金(△)	9, 624, 180	7, 337, 547

# (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2018年12月19日から2019年6月18日までとなっ
	ております。

# (中間貸借対照表に関する注記)

	第 4 期 2018 年 12 月 18 日現在			第 5 期中間計算期間末 2019 年 6 月 18 日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	中間計算期間の末日における受益権	の総数
		30, 004, 280 □			26, 194, 961 口
2.	計算期間の末日における1単位当たりの	純資産の額	2.	中間計算期間の末日における1単位 額	当たりの純資産の
	1口当たり純資産額	1. 2536 円		1口当たり純資産額	1.2801 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(12,536円)		(10,000 口当たり純資産額)	(12,801円)

# (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第4期	第 5 期中間計算期間末
2018年12月18日現在	2019 年 6 月 18 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は
$\lambda_{\circ}$	ありません。
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して
おります。	おります。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお
ります。	ります。

# (その他の注記)

## 1 元本の移動

第	54期	第5期中間計算期間	]
自 2017 4	年 12 月 19 日	自 2018年12月19日	B
至 2018 年	年 12 月 18 日	至 2019年 6月 18日	1
期首元本額	41, 685, 501 円	期首元本額	30,004,280 円
期中追加設定元本額	0 円	期中追加設定元本額	0 円

2 デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

#### 貸借対照表

	(単位:円)
	(2019年6月18日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1, 298, 156, 647
国債証券	527, 390, 517, 900
地方債証券	44, 086, 652, 804
特殊債券	57, 499, 777, 956
社債券	26, 673, 440, 800
未収入金	3, 009, 480, 000
未収利息	1, 888, 117, 712
前払費用	25, 044, 991
流動資産合計	661, 871, 188, 810
資産合計	661, 871, 188, 810
負債の部	
流動負債	
未払解約金	514, 682, 645
未払利息	2, 297
流動負債合計	514, 684, 942
負債合計	514, 684, 942
純資産の部	
元本等	
元本	491, 099, 689, 050
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	170, 256, 814, 818
元本等合計	661, 356, 503, 868
純資産合計	661, 356, 503, 868
負債純資産合計	661, 871, 188, 810

#### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

足説明

3. 金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。

## (貸借対照表に関する注記)

#### 2019年6月18日現在

計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

1.3467 円

(10,000 口当たり純資産額)

(13,467円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

## 2019年6月18日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ  $\lambda_{\circ}$ 

2. 時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019 年 6 月 18 日現在	
期首	2018年12月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	498, 572, 122, 512 円
同期中における追加設定元本額	30, 024, 123, 309 円
同期中における一部解約元本額	37, 496, 556, 771 円
期末元本額	491, 099, 689, 050 円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	463, 013, 953 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	32, 968, 967, 100 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	17, 254, 349, 136 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2, 565, 332, 424 円
野村資産設計ファンド2015	373, 686, 722 円
野村資産設計ファンド2020	328, 996, 698 円
野村資産設計ファンド2025	275, 346, 401 円
野村資産設計ファンド2030	191, 250, 181 円
野村資産設計ファンド2035	97, 605, 787 円
野村資産設計ファンド2040	149, 005, 731 円
野村日本債券インデックスファンド	993, 810, 920 円
野村日本債券インデックス(野村投資一任口座向け)	195, 281, 425, 977 円
のむラップ・ファンド(保守型)	12, 188, 717, 357 円
のむラップ・ファンド(普通型)	7, 990, 217, 705 円
のむラップ・ファンド(積極型)	985, 666, 077 円
野村日本債券インデックス(野村SMA向け)	10, 875, 364, 910 円
野村資産設計ファンド2045	14, 614, 648 円
野村円債投資インデックスファンド	1, 289, 956, 214 円
野村インデックスファンド・国内債券	2, 964, 362, 721 円
マイ・ロード	35, 921, 626, 637 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	755, 523, 797 円
野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)	24, 897, 273 円
野村日本債券インデックス(野村SMA・EW向け)	10, 605, 523, 999 円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	2, 042, 087, 145 円

	1
野村資産設計ファンド2050	18, 606, 019 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	15, 218, 433 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3, 813, 959 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2, 458, 209 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,511,279円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	708, 236, 957 円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	144, 053, 193 円
インデックス・ブレンド (タイプ I )	67, 812, 034 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	27, 073, 520 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	50, 367, 495 円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	8, 999, 567 円
インデックス・ブレンド(タイプV)	13, 833, 173 円
野村6資産均等バランス 世界6次 会の世 フェンド	639, 845, 689 円
世界6資産分散ファンド	161, 587, 403 円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	757, 919, 745 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 債券・安定型	9, 179, 169, 104 円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	673, 259, 515 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用) グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	170, 990, 588 円 2, 168, 975, 356 円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	1, 407, 207, 206 円
ワールド・インデックス・ハランス60VA (適格機関投資家専用)	1, 407, 207, 206 円 22, 507, 674 円
ワールド・インアックス・ファンドVAACE (	12, 057, 715 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	1, 296, 081 円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	4, 173, 494, 717 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	17, 776, 081 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	115, 789, 493 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	139, 724, 378 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	332, 296, 058 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	346, 213, 129 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	794, 177, 955 円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	1, 565, 842, 383 円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	697, 225, 930 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券(適格機関投資家専用)	614, 053, 405 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	15, 974, 479, 105 円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	23, 368, 447, 149 円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	10, 152, 954, 543 円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合(確定拠出年金向け)	46, 852, 242, 262 円
マイバランスDC30	10, 387, 014, 518 円
マイバランスDC50	7, 144, 206, 588 円
マイバランスDC70	2, 277, 924, 460 円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	11, 508, 817, 908 円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	398, 942, 189 円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	708, 392, 864 円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	296, 476, 020 円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	42, 551, 524 円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	9, 727, 866 円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	7, 185, 574 円
野村資産設計ファンド(DC)2030	4,840,335円
野村資産設計ファンド (DC) 2040	1, 478, 970 円
野村資産設計ファンド(DC)2050	1, 276, 185 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	191, 966, 193 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	73, 405, 542 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	17, 182, 942 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	25, 433, 357 円
し、	

<sup>\*</sup>は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### 2【ファンドの現況】

#### 【純資産額計算書】

野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型)

2019年7月31日現在

I	資産総額	33,065,502円
ΙΙ	負債総額	21, 293円
Ш	純資産総額 (I – II)	33, 044, 209円
IV	発行済口数	25, 766, 478 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 2824円

#### (参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

2019年7月31日現在

Ι	資産総額	670, 905, 595, 971円
П	負債総額	3, 479, 363, 503円
Ш	純資産総額 (I – II)	667, 426, 232, 468円
IV	発行済口数	494, 382, 764, 814 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 3500円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録 されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口 座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認 めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の 実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法 令等にしたがって取り扱われます。

- (7) 信託の併合
  - ①信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合は、社振法の規定に基づき、併合後の信託の振替受益権を受益者に 交付し、振替口座簿におけるこの信託の振替受益権についての記載または記録は抹消されるものとします。
  - ②上記①の場合、併合後の信託の名称ならびに割当比率(下記③に規定する割当比率をいいます。)を計算する日 (以下「割当比率計算日」といいます。)および併合を行なう日(以下「併合日」といいます。)は、次の通り とします。

併合後の信託の名称 野村インデックスファンド・国内債券 割当比率計算日 2020 年 5 月 26 日 併合日 2020 年 5 月 27 日

③上記①の規定に基づき受益者に交付される併合後の信託の口数は、社振法の規定に従い、その受益者に帰属していたこの信託の受益権口数に次に掲げる割当比率を乗じて得た口数とします。ただし、計算上1口に満たない端数があるときは、当該端数口数は1口に切り上げるものとします。

割当比率= (この信託の純資産総額÷この信託の受益権口数)÷ (併合後の信託の純資産総額÷併合後の信託の受益権口数)

なお、各計数は、割当比率計算日におけるものとします。

交付する口数の計算上1口に満たない端数の処理に関しては、切り上げにより生じた受益権の合計口数に相当する金銭を、委託者は併合後の信託の信託財産に拠出して調整するものとします。

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

### (1)資本金の額

2019年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000 株

発行済株式総数 5,150,693 株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### (2)会社の機構

#### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等 委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

#### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

#### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

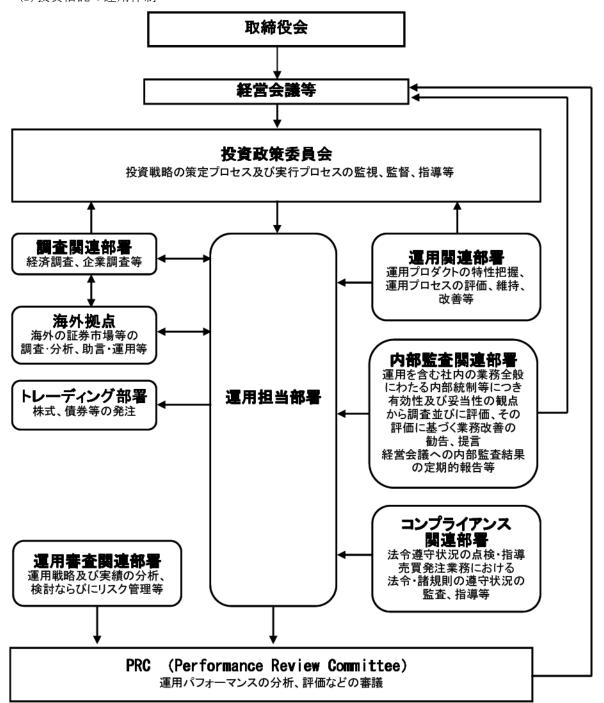
### 代表取締役·業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。 また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議 が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれ ます。

#### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

#### (b) 投資信託の運用体制



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年6月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1, 025	28, 005, 123
単位型株式投資信託	178	1, 004, 188
追加型公社債投資信託	14	5, 223, 933
単位型公社債投資信託	426	1, 725, 132
合計	1, 643	35, 958, 375

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第52 号)により作成しております。
- 2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY 新日本有限責任監査法人となりました。

# 独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

## EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀 井 純 子業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 津 村 健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によ

って行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# (1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2018 年 3 月 31 日)		· ·	当事業年度 (2019 年 3 月 31 日)	
区分	注記			金額(百万円)		
	番号	立領(	金額(百万円)		ョルロ/	
(資産の部)						
流動資産						
現金・預金			919		1, 562	
金銭の信託			47, 936		45, 493	
有価証券			22, 600		19, 900	
前払金			0		-	
前払費用			26		27	
未収入金			464		500	
未収委託者報酬			24, 059		25, 246	
未収運用受託報酬			6, 764		5, 933	
その他			181		269	
貸倒引当金			△15		△15	
流動資産計			102, 937		98, 917	
固定資産						
有形固定資産			874		714	
建物	<b>※</b> 2	348		320		
器具備品	<b>※</b> 2	525		393		
無形固定資産			7, 157		6, 438	
ソフトウェア		7, 156		6, 437		
その他		0		0		
投資その他の資産			13, 825		18, 608	
投資有価証券		1, 184		1,562		
関係会社株式		9, 033		12,631		
従業員長期貸付金		36		_		
長期差入保証金		54		235		
長期前払費用		36		22		
前払年金費用		2, 350		2,001		
繰延税金資産		3, 074		2, 694		
その他		168		168		
貸倒引当金		$\triangle 0$		-		
投資損失引当金		-		△707		
固定資産計			23, 969		25, 761	
			126, 906		124, 679	

		前事業年度		当事業年度	
		(2018年	3月31日)	(2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(	百万円)	金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	<b>※</b> 1		17, 853		16, 709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7, 930		7, 422	
その他未払金		2,005		1, 535	
未払費用	<b>※</b> 1		12, 441		11, 704
未払法人税等			2, 241		1, 560
前受収益			33		29
賞与引当金			4, 626		3, 792
流動負債計			37, 329		33, 942
固定負債					
退職給付引当金			2, 938		3, 219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3, 486		3, 777
負債合計			40, 816		37, 720
(純資産の部)					
株主資本			86, 078		86, 924
資本金			17, 180		17, 180
資本剰余金			13, 729		13, 729
資本準備金		11, 729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55, 168		56, 014
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54, 483		55, 329	
別途積立金		24,606		24, 606	
繰越利益剰余金		29, 876		30, 723	
評価・換算差額等			11		33
その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86, 090		86, 958
負債・純資産合計			126, 906		124, 679

# (2)【損益計算書】

		前事業年度		当事業年度	
					<b>丰</b> 4月1日
	注記	至 2018年3月31日)		至 2019年3月31日	
区分	番号	金額(	百万円)	金額(百	百万円)
営業収益					
委託者報酬			115, 907		119, 196
運用受託報酬			26, 200		21, 440
その他営業収益			338		355
営業収益計			142, 447		140, 992
営業費用					
支払手数料			45, 252		42, 675
広告宣伝費			1, 079		1, 210
公告費			0		0
調査費			30, 516		30, 082
調査費		5, 830		5, 998	
委託調査費		24, 685		24, 083	
委託計算費			1, 376		1, 311
営業雑経費			5, 464		5, 435
通信費		125		92	
印刷費		966		970	
協会費		79		86	
諸経費		4, 293		4, 286	
営業費用計			83, 689		80, 715
一般管理費					
給料			11, 716		11, 113
役員報酬		425		379	
給料・手当		6, 856		7, 067	
賞与		4, 433		3, 666	
交際費			132		107
旅費交通費			482		514
租税公課			1, 107		1,048
不動産賃借料			1, 221		1, 223
退職給付費用			1, 110		1, 474
固定資産減価償却費			2, 706		2, 835
諸経費			9, 131		10, 115
一般管理費計			27, 609		28, 433
営業利益			31, 148		31, 843

			年度 平4月1日 平3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)		
営業外収益						
受取配当金	<b>※</b> 1	4,031		6, 538		
受取利息		4		0		
その他		362		424		
営業外収益計			4, 398		6, 964	
営業外費用						
支払利息		2		1		
金銭の信託運用損		312		489		
時効後支払損引当金繰入額		13		43		
為替差損		46		34		
その他		31		17		
営業外費用計			405		585	
経常利益			35, 141		38, 222	
特別利益						
投資有価証券等売却益		20		20		
関係会社清算益	<b>※</b> 3	-		29		
株式報酬受入益		75		85		
特別利益計			95		135	
特別損失						
投資有価証券等評価損		2		938		
関係会社株式評価損		-		161		
固定資産除却損	<b>※</b> 2	58		310		
投資損失引当金繰入額		-		707		
特別損失計			60		2, 118	
税引前当期純利益			35, 176		36, 239	
法人税、住民税及び事業税			10, 775		10, 196	
法人税等調整額			△439		370	
当期純利益			24, 840		25, 672	

# (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本							
			資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他和 別 途 積立金	利益剰余金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	株主資合計
当期首残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24,606	30, 635	55, 927	86, 837
当期変動額									
剰余金の配当							△25, 598	△25, 598	△25, 598
当期純利益							24, 840	24, 840	24, 840
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	△758	△758	△758
当期末残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24,606	29, 876	55, 168	86, 078

(単位:百万円)

			(     ,   )
	評価・換		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	41	41	86, 878
当期変動額			
剰余金の配当			△25, 598
当期純利益			24, 840
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△29	△29	△29
当期変動額合計	△29	△29	△788
当期末残高	11	11	86, 090

(単位:百万円)

		株主資本							
		沙	資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資 本準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利益準備金	その他系 別 途 積立金	利益剰余金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	株 主 資 本 合 計
当期首残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	29, 876	55, 168	86, 078
当期変動額									
剰余金の配当							△24, 826	△24, 826	△24, 826
当期純利益							25, 672	25, 672	25, 672
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_		_	_	_	846	846	846
当期末残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	30, 723	56, 014	86, 924

(単位:百万円)

			(十匹・日2717)
	評価・拗		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25, 672
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86, 958

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま

す。)

時価のないもの … 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物38~50 年附属設備8~15 年構築物20 年器具備品4~15 年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

(5) 投資損失引当金

子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控 除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しておりま す。

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

# [ 未適用の会計基準等 ]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)
- (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

#### [表示方法の変更に関する注記]

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111 百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074 百万円に含めて表示しております。

# [注記事項]

# ◇ 貸借対照表関係

前事業年度是	末	当事業年	<b>E度末</b>
(2018年3月31	1 目)	(2019年3)	月 31 日)
※1. 関係会社に対する資産及び	負債	※1. 関係会社に対する資産	及び負債
区分掲記されたもの以外で	で各科目に含まれている	区分掲記されたもの以	外で各科目に含まれている
ものは、次のとおりでありま	:す。	ものは、次のとおりであ	ります。
未払費用	1,781 百万円	未払費用	1,434 百万円
※2. 有形固定資産より控除した	油価償却思計類	※2. 有形固定資産より控除	〕た減価償却男計類
建物	708 百万円	建物	736 百万円
器具備品	3, 491	器具備品	3, 106
合計	4, 200	合計	3, 842

# ◇ 損益計算書関係

前事業年度		当事業年度	
(自 2017年4月1日		(自 2018年4月1日	
至 2018年3月31日	)	至 2019年3月31日	∃)
※1. 関係会社に係る注記		※1. 関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関係	会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係	系会社に対するもの
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。	
受取配当金	4,026 百万円	受取配当金	6,531 百万円
支払利息	2	支払利息	1
※2. 固定資産除却損		※2. 固定資産除却損	
建物	4 百万円	建物	-百万円
器具備品	0	器具備品	3
ソフトウェア	53	ソフトウェア	307
合計	58	合計	310
		※3. 関係会社清算益	
		関係会社清算益は、関係会社の	清算にともなう
		清算配当です。	

# ◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5, 150, 693 株	_	-	5, 150, 693 株

# 2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額
 25,598百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 4,970円
 基準日
 2017年3月31日
 効力発生日
 2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,826 百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,820 円基準日2018 年 3 月 31 日効力発生日2018 年 6 月 25 日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5, 150, 693 株	_	_	5, 150, 693 株

# 2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,826 百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,820円

基準日 2018年3月31日

効力発生日 2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2019 年 5 月 15 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650 百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,980円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月28日

# ◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、 当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引に ついては、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、 投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。 なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社 である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

# (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどない と認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っており ます。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	<u>差額</u>
(1)現金・預金	919	919	_
(2) 金銭の信託	47, 936	47, 936	_
(3)未収委託者報酬	24, 059	24, 059	_
(4)未収運用受託報酬	6, 764	6, 764	_
(5)有価証券及び投資有価証券	22, 600	22, 600	_
その他有価証券	22, 600	22, 600	_
資産計	102, 279	102, 279	-
(6)未払金	17, 853	17, 853	-
未払収益分配金	1	1	_
未払償還金	31	31	_
未払手数料	7, 884	7, 884	_
関係会社未払金	7, 930	7, 930	_
その他未払金	2, 005	2,005	_
(7)未払費用	12, 441	12, 441	_
(8)未払法人税等	2, 241	2, 241	_
負債計	32, 536	32, 536	

#### 注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

# (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

#### その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券 1,184 百万円、関係会社株式 9,033 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

			· 1 I	🖂 / 🧸 / 3/
	1 左以由	1 年超	5年超	10 年却
	1年以内	5 年以内	10 年以内	10 年超
預金	919	ı	I	ı
金銭の信託	47, 936	ı	ı	ı
未収委託者報酬	24, 059	ı	ı	ı
未収運用受託報酬	6, 764	-	ı	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22, 600	_	I	_
合計	102, 279	-	-	-

# 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、 当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引に ついては、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、 投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。 なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社 である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

# (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどない と認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っており ます。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

# 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1, 562	1, 562	
(2)金銭の信託	45, 493	45, 493	_
(3)未収委託者報酬	25, 246	25, 246	
(4)未収運用受託報酬	5, 933	5, 933	_
(5)有価証券及び投資有価証券	19, 900	19, 900	_
その他有価証券	19, 900	19, 900	-
資産計	98, 136	98, 136	_
(6)未払金	16, 709	16, 709	_
未払収益分配金	0	0	_
未払償還金	25	25	_
未払手数料	7,724	7, 724	_
関係会社未払金	7, 422	7, 422	_
その他未払金	1, 535	1, 535	_
(7)未払費用	11, 704	11, 704	_
(8)未払法人税等	1,560	1, 560	_
負債計	29, 974	29, 974	

# 注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金·預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券 1,562 百万円、関係会社株式 12,631 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について 1,100 百万円(投資有価証券 938 百万円、関係会社株式 161 百万円)減損処理を行っております。

#### 注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	1, 562	ı	-	ı
金銭の信託	45, 493	ı	ı	ı
未収委託者報酬	25, 246	ı	ı	ı
未収運用受託報酬	5, 933	_	_	_
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19, 900	_	_	_
合計	98, 136	-	-	_

# ◇ 有価証券関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

- 1. 売買目的有価証券(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(2018年3月31日)
   該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2018年3月31日)

	貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額		
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるも			
の			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えない			
もの			
譲渡性預金	22, 600	22,600	_
小計	22, 600	22, 600	_
合計	22, 600	22, 600	_

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日) 該当事項はありません。 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- 1. 売買目的有価証券(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるも			
0)			
株式	ı	ı	_
小計	ı	ı	_
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えない			
もの			
譲渡性預金	19, 900	19, 900	_
小計	19, 900	19, 900	_
合計	19, 900	19, 900	_

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日) 該当事項はありません。

#### 前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

# 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1, 415
退職給付の支払額	△660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21, 398

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	△518
年金資産の期末残高	17, 373

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,163百万円
年金資産	$\triangle 17,373$
	790
非積立型制度の退職給付債務	3, 235
未積立退職給付債務	4, 025
未認識数理計算上の差異	$\triangle 3,768$
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
28 mily 60 / 1 mily 60	0.000
退職給付引当金	2, 938
前払年金費用	△2, 350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

# (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	$\triangle 414$
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	$\triangle 40$
確定給付制度に係る退職給付費用	887

# (5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

# (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.9%退職一時金制度の割引率0.5%長期期待運用収益率2.5%

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

# 当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	$\triangle 737$
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23, 551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17, 373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 241$
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	$\triangle 579$
年金資産の期末残高	17, 469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	$\triangle 17,469$
	2, 712
非積立型制度の退職給付債務	3, 369
未積立退職給付債務	6, 082
未認識数理計算上の差異	△5, 084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1, 218
退職給付引当金	3, 219
前払年金費用	△2, 001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1, 218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	$\triangle 434$
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	$\triangle 38$
確定給付制度に係る退職給付費用	1, 255

# (5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

株式 4 生保一般勘定 1	
生保一般勘定 1	17%
	11%
7 - 1.	12%
その他	0%
合計 10	00%

#### ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率

0.7% 退職一時金制度の割引率 0.4%

長期期待運用収益率 2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

# ◇ 税効果会計関係

前事業年度末		当事業年度末			
(2018年3月31日)		(2019年3月31日)			
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の			
内訳		内訳			
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円		
賞与引当金	1, 434	賞与引当金	1, 175		
退職給付引当金	910	退職給付引当金	998		
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	708		
未払事業税	409	未払事業税	288		
投資損失引当金	-	投資損失引当金	219		
ゴルフ会員権評価減	207	ゴルフ会員権評価減	192		
時効後支払損引当金	169	時効後支払損引当金	172		
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171		
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148		
未払社会保険料	107	未払社会保険料	82		
その他	566	その他	466		
繰延税金資産小計	4, 543	繰延税金資産小計	4, 625		
評価性引当額	△735	評価性引当額	△1, 295		
繰延税金資産合計	3,808	繰延税金資産合計	3, 329		
繰延税金負債		繰延税金負債	_		
その他有価証券評価差額金	5	その他有価証券評価差額金	15		
前払年金費用	728	前払年金費用	620		
繰延税金負債合計	733	繰延税金負債合計	635		
繰延税金資産の純額	3,074	繰延税金資産の純額	2, 694		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 との差異の原因となった主な項目別の内訳			
法定実効税率 (調整)	31.0%	法定実効税率 (調整)	31.0%		
交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されな	0.1%		
項目	$\triangle 3.4\%$	い項目	△5.6%		
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.6%		
外国税額控除	$\triangle 0.2\%$	外国税額控除	$\triangle 0.6\%$		
外国子会社からの受取配当に係る外国源		外国子会社からの受取配当に係る外国			
泉税	0.3%	源泉税	0.3%		
その他	$\triangle 0.4\%$	その他	1.3%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%		
	<u></u>		<u></u>		

# ◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

# 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

# (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

# (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客 ごとの営業収益の記載を省略しております。 当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

# (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

# ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

# (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客 ごとの営業収益の記載を省略しております。

# ◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

# 1. 関連当事者との取引

# (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	3,000	短期借	
	ィングス株式	中央区   (	594, 492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等	資金の返済	3,000	入金	-
						役員の兼任	借入金利息 の支払	2	未払費 用	-

(イ)子会社等該当はありません。

#### (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10, 000 (百万円)	証券業	ŀ	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出のの 扱ならびに係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*2)	37, 482	未払手数料	6, 691

#### (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
    - (\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

# 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

# 当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

# 1. 関連当事者との取引

#### (ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	3,000	短期借	
親会社	野村ホールデ ィングス株式 会社	東京都中央区	594, 492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等	資金の返済	3, 000	入金	-
						役員の兼任	借入金利息 の支払	1	未払費用	-

# (イ)子会社等該当はありません。

#### (ウ) 兄弟会社等

	( ) / )									
種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	34, 646	未払手数料	6, 410

# (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
    - (\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

# 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### (1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

# ◇ 1株当たり情報

前事業年度		当事業年度			
(自 2017年4月1日		(自 2018年4月1日	∃		
至 2018年3月31日	1)	至 2019年3月31日)			
1株当たり純資産額	16,714円33銭	1株当たり純資産額	16,882円89銭		
1株当たり当期純利益	4,822円68銭	1株当たり当期純利益	4,984円30銭		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	については、潜在	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在			
株式が存在しないため記載しておりま	せん。	株式が存在しないため記載しておりません。			
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎			
損益計算書上の当期純利益	24,840 百万円	損益計算書上の当期純利益	25,672 百万円		
普通株式に係る当期純利益	24,840 百万円	普通株式に係る当期純利益	25,672 百万円		
普通株主に帰属しない金額の主要な	內訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳			
該当事項はありません。		該当事項はありません。			
普通株式の期中平均株式数	5, 150, 693 株	普通株式の期中平均株式数	5, 150, 693 株		

# 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める 行為

#### 5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款

# (野村ターゲットプライス「日経225」(国内債券運用移行型))

#### 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的に運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

野村日経 225 マザーファンド受益証券および国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益 証券を主要投資対象とします。また、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引を活用する場合が あります。

#### (2) 投資態度

- ① 基準価額(1 万口当り。支払済みの分配金累計額は加算しません。以下同じ。)が一定水準(12,000 円)以上となるまで、野村日経 225 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。また、効率的な運用を行なうため、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引を活用する場合があります。なお、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券には原則として投資を行ないません。
- ② 基準価額が一定水準(12,000 円)以上となった場合には、一定期間内で野村日経 225 マザーファンド受益証券の組入比率を引き下げ、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券による運用に切り替えていくことを基本とします。国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券による運用に切り替えが完了した以降、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産

総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

#### 追加型証券投資信託

# 野村ターゲットプライス「日経 225」(国内債券運用移行型)

約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

#### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれ を引き受けます。

#### (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成32年12月18日までとします。

#### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属しま す。

#### (受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 信託の併合(第51条第1項に規定するこの信託と他の信託との併合をいいます。以下、第12条第1項、第36条第2項、第37条第3項、第39条第2項、第40条第2項および第45条第1項において同じ。)に伴いこの信託が消滅する場合は、社振法の規定に基づき、併合後の信託の振替受益権を受益者に交付し、振替口座簿におけるこの信託の振替受益権についての記載または記録は抹消されるものとします。
- ⑤ 前項の場合、併合後の信託(前項に規定する他の信託をいいます。以下同じ。)の名称ならびに 割当比率(次項に規定する割当比率をいいます。)を計算する日(以下「割当比率計算日」といいま す。)および併合を行なう日(以下「併合日」といいます。)は、別に定めます。
- ⑥ 第 4 項の規定に基づき受益者に交付される併合後の信託の口数は、社振法の規定に従い、その受益者に帰属していたこの信託の受益権口数に次に掲げる割当比率を乗じて得た口数とします。ただし、計算上1口に満たない端数があるときは、当該端数口数は1口に切り上げるものとします。

割当比率= (この信託の純資産総額÷この信託の受益権口数) ÷ (併合後の信託の純資産総額÷併合後の信託の受益権口数)

なお、各計数は、別に定める割当比率計算日におけるものとします。

# (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により 生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係 る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および委託者の指定する登録金融

機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。 以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位 もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとし ます。また、信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合において、取得申込日から当該取得申込に係 る追加信託が行なわれる日までの間に信託の併合が行なわれる場合は、併合後の信託の受益権の取得 申込がされたものとして第2項から第5項までの規定を適用します。

- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき 1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ④ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停 止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条及び第 22 条に定めるものに限ります。) に係る権利
- ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村日経225 マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券および国内債券 NOMURA-BPI総合マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条 第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券および新株予約権証券

- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 17. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利 の性質を有するもの
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 13 号および第 14 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割り|市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託 財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、第24条、第27条および第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、第24条、第27条および第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

# (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行ないます。

#### (投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品 取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において 取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当によ り取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

# (信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの 指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し により行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2. 株式分割により取得する株券

- 3. 有償増資により取得する株券
- 4. 売り出しにより取得する株券
- 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産 に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使 により取得可能な株券

# (先物取引等の運用指図)

第 21 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

# (有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (公社債の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (外貨建資産への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

# (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をする ことができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める 信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

速やかに登記または登録をするものとします。

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券 の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

# (資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券 等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

## (受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日または信託の併合に伴いこの信託が消滅するときまでにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## (信託の計算期間)

第 37 条 この信託の計算期間は、毎年 12 月 19 日から翌年 12 月 18 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 27 年 12 月 18 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当

- 日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。
- ③ 前項ただし書きにかかわらず、信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合は、最終計算期間の終了日は、併合日の前日とします。

### (信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

## (信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末、信託終了のときまたは信託の併合に伴いこの信託が消滅するとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末、信託終了のときまたは信託の併合に伴いこの信託が消滅するとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

## (収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、

当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金(第45条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを 請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰 属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第45条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。また、信託の併合に伴いこの信託が消滅する場合において、一部解約の実行の請求日から当該一部解約の実行が行なわれる日までの間に信託の併合が行なわれる場合は、併合後の信託の受益権の一部解約の実行の請求がされたものとして第2項から第6項までの規定を準用します。なお、併合を行なうにあたって必要と認めるときは受益権の一部解約の実行の請求の受け付けを行ないません。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

# (信託契約の解約)

第46条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、平成30年1月1日以降において信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、

当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で あって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適 用しません。

# (信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

## (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

# (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ① 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

## (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

# (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第53条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交

付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (信託期間の延長)

第54条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

# (公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

## http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第56条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。 (付則)

第1条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第10条第6項に定める交付する口数の計算上1口に満たない端数の処理に関しては、切り上げにより生じた受益権の合計口数に相当する金銭を、委託者は併合後の信託の信託財産に拠出して調整するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成26年11月21日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号 受託者 野村信託銀行株式会社

- 1. 約款第10条第5項に定める「併合後の信託の名称」は次の通りとします。 併合後の信託の名称 追加型証券投資信託 野村インデックスファンド・国内債券
- 2. 約款第 10 条第 5 項および第 10 条第 6 項に定める「割当比率計算日」は次の通りとします。 割当比率計算日 2020 年 5 月 26 日
- 3. 約款第10条第5項および第37条第3項に定める「併合日」は次の通りとします。 併合日 2020年5月27日

# (野村日経225 マザーファンド)

#### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

## 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日経平均株価に採用されているまたは採用が決定された銘柄を主要投資対象とし、日経平均株価を 対象とした株価指数先物取引を取引対象とします。

# (2) 投資態度

- ① 日経平均株価に採用されているまたは採用が決定された銘柄を主要投資対象とし、日経平均株価 の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 効率的な運用を行なうため、日経平均株価を対象とした株価指数先物取引を活用し、また、わが 国の金融商品取引所に上場している日経平均株価を対象指数とする上場投資信託証券 (ETF) を活用 する場合があります。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 親投資信託

## 野村日経 225 マザーファンド

約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

#### (信託の目的、金額および追加信託の限度額)

- 第2条 委託者は、金3,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は これを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、 第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

# (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券(第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。)の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

## (受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

## (受益権の分割および再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については3,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (追加信託金の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日に

おける受益権口数で除した金額をいいます。

## (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。 この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第 4 項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行 しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第 5 項前段の受益権に係る受益証券を 発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る 受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出 された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

- 第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

## (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

## イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 17 条及び第 18 条に定めるものに限ります。) に係る権利
- ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 17. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 18. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券ならびに第 17 号の証券または証書の

- うち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。)、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条、第19条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条、第19条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

### (運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の

売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品 取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において 取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当によ り取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの 指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し により行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2. 株式分割により取得する株券
- 3. 有償増資により取得する株券
- 4. 売り出しにより取得する株券
- 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産 に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使 により取得可能な株券

## (先物取引等の運用指図)

第17条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受

取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ 取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

# (有価証券の貸付の指図および範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

## (外貨建資産への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

## (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をする ことができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認め

たときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信 売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

# (信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

## (混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

## (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

#### (受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## (信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 29 日から翌年 11 月 28 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 26 年 11 月 28 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

## (信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

# (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

# (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

# (信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

## (信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると 認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約 し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を 行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

# (信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

# (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい 損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、 裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を 解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及 び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下 同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内 容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することが できないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ① 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

## (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。 (運用報告書)

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。 (公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

# 上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成25年11月28日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号 受託者 野村信託銀行株式会社

# (国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)

# 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

## 2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
- ① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 株式への投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 親投資信託

# 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド

約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年 法律第62号)(以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)の適用を受けます。

#### (信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、 第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

# (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに 掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資 家私募により行なわれます。

## (受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

## (受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

## (追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

# (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託 約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、 出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。)の種類は、次に 掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

#### イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 14 条及び第 15 条に定めるものに限ります。) に係る権利
- ハ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. (削除)
- 口. 為替手形
- ハ. (削除)

## (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付 社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であ って当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、 ならびに会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社 債(総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
- 5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

- 6. 投資法人債券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
- 9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)
- 11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 13. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。) なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を 有するものを以下「公社債」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

# (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする

有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引 に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内と します。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品 (信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。) の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

## (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で 貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

# (保管業務の委任)

第17条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

## (有価証券の保管)

第 18 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

## (混蔵寄託)

第 19 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

## (一括登録)

第20条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。<br/>
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

- 速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

## (再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等 およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

# (損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## (信託の計算期間)

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。 ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 7 月 25 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

## (信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委 託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

## (信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### (信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第33条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると 認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約 し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に 係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。 ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行 ないません。
- ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### (償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

# (信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、

信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請 求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、 第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとす る旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

#### (反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託

者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。 (運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。 (公告)

第44条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

# (信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成14年7月25日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号 受託者 野村信託銀行株式会社